

韓国における更生保護事業の特色と刑事政策的意義（二・完）

太田達也

- 一 研究の意義
- 二 歴史的沿革
- 三 更生保護事業の法的根拠と概要……（以上、七七巻六号）
- 四 韓国更生保護公団の事業概要と特色
 - 1 組織と施設
 - 2 職員
 - 3 財政事情・収益作業
 - 4 事業の内容と特色
 - 5 更生保護の申請・事前面談
 - 6 宿泊提供
 - 7 職業訓練・就業斡旋・事後管理
 - 8 自立支援
 - 9 施設内作業
 - 10 少年対象者の保護
 - 11 触法精神障害者の保護
 - 12 後援会・地域との関係
- 五 韓国での評価と課題
 - 1 更生保護事業者の概要
 - 2 タマン宣教会の事業概要と特色
- 六 日本の更生保護事業に対する刑事政策的意義
 - 1 重点施設・施設規模
 - 2 施設面接
 - 3 対象者の選定
 - 4 職業訓練・補導
 - 5 就職指導
 - 6 高齢者の保護
 - 7 触法精神障害者の保護
 - 8 少年対象者の保護
 - 9 職員体制
 - 10 地域住民ネットワークの構築……（以上、本号）

四 韓国更生保護公団の事業概要と特色

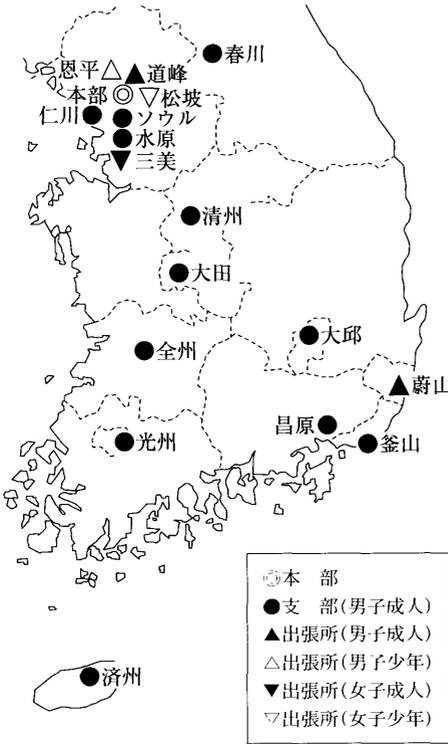
現在、韓国には保護観察等に関する法律によって設置された法務部所管の公益法人である韓国更生保護公団と、同法に基づき更生保護事業の認可を受けた五つの更生保護事業者が活動している。ここでは、まず韓国更生保護公団の事業とその特色について概観する。⁽⁵⁶⁾

1 組織と施設

韓国更生保護公団には業務の主要な事項について審議・議決するための理事会を設け(法第八〇条)、理事長一名を含む一〇名以内の理事と監事を置くものとされている(法第七六条一項)。理事長は法務部長官が任命し、理事も学識と人望のある更生保護事業に熱心な者の中から理事長の推薦により法務部長官が任命又は委嘱する(同第二項・三項)。任期は、理事長が二年、理事が三年であり、再任が可能であるが、公務員たる理事の任期はその職位にある間とされている。二〇〇四年五月現在、公団の理事は理事長を含め一〇名、監事一名となっており、その職業は民間企業の役員などであるが、(ソウル北部地方) 検察庁の次席検事も一名含まれている。

公団は、ソウルに設置された本部と一二箇所の支部、それに五箇所の出張所から構成されている。本部の事務局には、事務局長の下に総務課と保護課の二課が置かれており、支部は、ソウル(ソウル特別市)、仁川(京畿道)、水原(京畿道)、春川(江原道)、清州(忠清北道)、大田(忠清南道)、大邱(慶尚北道)、釜山(釜山広域市)、昌原(慶尚南道)、全州(全羅北道)、光州(全羅南道)、済州(済州道)に置かれている。ソウル特別市とその周辺の京畿道に三つの支部と四つの出張所が所在していることになり(図3)、首都圏に施設が偏在しているようにも見えるが、人口の約半分が首都圏に集中し、もともと更生保護対象者が多いうえ、地方の対象者が就職で有利

図3 韓国更生保護公団施設 所在地



な首都圏での保護を求めることも多いことから、こうした支部及び出張所の配置は保護の実情に即したものとされている。

出張所については、ソウル支部の下に恩平、松坡、道峰の三つの出張所が、水原支部の下に三美出張所、釜山支部の下に蔚山出張所が置かれている。出張所は特定の目的の下に設置された施設であり、概して新しい施設が多い。恩平出張所（一九九五年一〇月設立）と松坡出張所（二〇〇〇年五月設立）は、それぞれ男子少年と女子少年の施設である。道峰出張所（二〇〇二年四月開設）と蔚山出張所（二〇〇〇年七月開設）は成人男子の就業斡旋

専門施設、そして三美出張所（一九九一年三月開設）は成人女子施設である。少年専用施設が二箇所しかないが、韓国の場合、人口が日本の四割程度であるうえ、キリスト教徒が多い関係で教会や宗教関係の民間福祉施設もあるため、更生保護関係者の中で少年施設が不足しているという声は聞かれない。少年施設がいずれもソウルに所在していることについては、首都圏への人口集中と就労の機会を考えればむしろ都合がよいように

ある。また成人女子施設が一箇所しかないが、女性については、食堂への住み込みなどによる雇用の機会が比較的豊富にあるため、更生保護施設での保護を必要とする者は少ないと言われる。唯一の成人女子施設である三美出張所も、保護対象者の半数が精神障害者で、保安処分施設である治療監護所からの出所者である。

気を付けなければならないことは、施設での宿泊が前提となる我が国の更生保護施設とは異なり、韓国更生保護公団の場合、宿泊保護のほかに、宿泊を伴わない職業訓練や就業斡旋などの措置を実施しており、さらに、これらの非宿泊保護の措置については、全ての支部が、成人男子に限らず、成人女子や少年をも対象としているということである。従って、保護の対象を少年や成人女子に特化しているのは恩平・松坡・三美の出張所だけということになる。但し、支部において男子少年の宿泊保護を行うことは、僅かながらある。

なお、刑事施設単位で設置されていた支所は、旅費支給制度の矯正への移管に伴って存在意義を失い、公団の運営合理化の方針もあり、二〇〇一年一月で廃止されている。⁽³⁷⁾

2 職員

韓国更生保護公団の職員は定款が定めるところに従い理事長が任免するものとされているが（法第八条）、実際の採用は、大学卒業業者の中から公団本部が国語、歴史、国民倫理のほか、刑事政策、社会福祉、心理学などの選択科目による採用試験を実施して行っている。競争率は高く、ときに七〜八倍にもなるという。もともと、毎年、新規採用が行われる訳ではなく、欠員などの状況に応じて採用を実施している。現在、新規採用者はその殆どが大学新卒者で占められ、公務員や民間からの転職者は殆どおらず、⁽³⁸⁾従って、職員の平均年齢も四〇歳前後と言われる。この点が、矯正や保護関係公務員の定年退職者ないし学校教育関係退職者が多く、職員の平均年齢も極めて高い日本の更生保護施設と違うところである。

公団の職員は、職務上、守秘義務を負い、刑法その他の法律の規定による罰則の適用においては公務員としてみなされる（法第九三条）、所謂みなし公務員の地位にある。職位も公務員のような職級制度があり、一般職は最上級の一級から七級までの職級から成る（日本の国家公務員は級が上がるほど職位も上がるので順序が逆である）。公団本部の事務局長が一級、ソウル支部長が二級、その他の支部長が三級であり、支部の保護課長が四級、出張所長が四級ないし五級である。三級職員は年齢でいうと凡そ四〇代後半といった感じである。職員の給与はこの職級に従って決められており、二〇〇三年度の予算によれば、年間給与水準は、一級で四、五三五万ウォン（四五四万円）、二級で六、五三七万ウォン（六五四万円）、七級で二、二七五万ウォン（二二八万円）となっており、これに手当などがつく。⁽⁵⁹⁾ 二級職で最も給与が高く、一級職の給与はそれより低くなっているが、これは、近年、公団において人件費の削減と幹部職員の早期退職を図る施策が取られていることと関係しているものと思われる。それは扱置き、公団職員の給与は決して高給ではないが、韓国の公務員などと比べても決して遜色のない額ではある。

公団は全国に支部をもつ単一組織であるため、職員には人事異動があり、この点も日本の更生保護施設と異なる。異動の間隔は職級や年齢によって異なるが、職級が高い職員は数年単位で異動することもある。定年は五級以下が五七歳となっており、四級以上で六〇歳であるが、一九九九年一月の人事管理規程の改正により、一般職四級以上の職員については職級定年制が導入されている。これは、長期勤務による弊害を解消し、業務の効率を高めるため、一般職四級以上の職員に対し、一級は三年、二級は五年、三級は九年、四級は一二年といったように、一定期間での定年を定めるものである。⁽⁶⁰⁾ また、三級以上の職員には年俸契約制を導入したり、成果管理制を導入し、職員の勤務状況を客観的に評価し、これを人事や給与に反映させたりするなど、人事面での合理化が進められている。

二〇〇四年五月現在、公団の職員定員一一九名に対し、現員は一一一名である。ソウル支部には最も多い一〇名の職員が配置されているが、通常、支部には六名から八名の職員が勤務し、出張所では少ないところで二名、多いところで四名が勤務している。調理員は臨時職員である。また、公団では、正規職員や臨時職員以外にも、裁判所で社会奉仕命令を受けた対象者を受け入れ、清掃や洗濯、調理補助などの作業に従事させている。これは、一九九五年末の刑法改正に伴い一九九七年一月一日から社会奉仕命令・受講命令が導入され、公団も社会奉仕命令と受講命令の委託機関に指定されたことから、同月から仁川、水原、昌原の三つの支部において受講命令を試験的に開始する一方、清州、大邱、全州支部において社会奉仕命令対象者の受け入れを開始し、一九九八年には支部に拡大しているものである。⁽⁶¹⁾ 受講命令については、その後、運営の合理化や諸般の事情から二〇〇〇年初頭から中止するに至っているが、⁽⁶²⁾ 社会奉仕命令対象者は現在も受け入れを続けており、各施設で一名から数名程度の対象者が清掃や調理補助などの作業に従事している。社会奉仕命令対象者は、午前中から一日八時間の作業を裁判所から命じられた所定の時間（例えば、一五〇時間など）まで毎日継続して行うのが一般的であるが、昌原支部のように夜に限定して作業を行う場合もある。これらの奉仕作業が対象者の社会復帰にどのような効果があるのかも興味深い問題であるが、少なくとも、人手の足りない更生保護公団の各支部にあって社会奉仕命令対象者は貴重な労働力となっている。

ところで、日本の更生保護施設の施設長や補導員は同時に保護司でもあるが、韓国更生保護公団の職員は日本の保護司に相当する犯罪予防自願奉仕委員には任命されていない。公団が保護観察対象者に対し更生保護の措置を行うこともあるが、これは更生保護事業者としての地位において行うのであって、犯罪予防自願奉仕委員としてではない。但し、理事である企業役員の中には犯罪予防自願奉仕委員に任命されている者がいるほか、水原支部と昌原支部の支部長は、専任の職員ではなく、犯罪予防自願奉仕委員に任命されている企業経営者が非常勤

職員として委託されている。こうした人事は民間経営者の運営参画による更生保護事業の合理化・活性化を目的とするものであると言われるが、現実には、人件費の圧縮という財政上の理由も大きい。

3 財政事情・収益作業

韓国更生保護公団の運営費は、国庫からの補助金と自己資金で賄われている。例えば、二〇〇三年度の収入約六〇億ウォン（六億円）のうち八三%が国庫補助金で、残りが自己資金である。⁽⁶³⁾ 補助金は、我が国のように保護人員と日数から委託費を計算して支給するという方法を採用せず、公団に対し一括して支給されている。

自己資金の収入源としては、不動産賃貸事業（本部、仁川・大邱・昌原支部、三美出張所）のほか、大田支部のミネラルウォーター販売や清州支部のカーペット等の洗濯事業、水原支部営農職業訓練場の農産物販売、釜山支部の特産品（塩辛）販売による事業収入などであるが、その収益は僅かである。また、予算には計上されていないものの、各支部では地域の篤志家から成る後援会を組織し、その寄付金に基づく非予算事業として、更生保護対象者に対する医療補助、職業訓練費支援、結婚周旋など様々な自立支援活動を展開している。

このように、公団は、国家からの補助金だけではその活動の全てを賄うことができないのが現状である。補助金額も僅かながらに増加しているものの、国家財政の逼迫や更生保護対象者の増加などから、自己資金の拡大が課題とされている。その新しい試みの一つが、釜山支部が中心となって進めているクレジットカード会社の提携による積立金事業である。これは、民間のカード会社と提携し、更生保護事業カードと呼ばれるクレジットカードを主に公団職員や各地域の後援会員に発行し、会員は全国特定加盟店などで割引のサービスが受けられる一方、公団は会員のカード利用毎に一定の積立金収入を得られるというものである。公団の新たな自己資金源として注目されるが、実際の運営は相当厳しく、カード会社の事業撤退の話さえ出ている。

表 7 韓国更生保護公団における更生保護措置の状況 (単位:名)

年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
宿泊提供	1,965	2,015	2,028	2,135	2,068	2,151	2,254	2,336	2,495
就業斡旋	3,101	3,118	3,107	3,181	3,386	3,713	3,410	3,284	3,328
職業訓練	714	758	744	656	684	832	1,421	1,407	1,491
事後管理	-	-	2,273	6,295	6,953	6,910	4,410	4,208	4,423
自立支援	-	-	-	-	-	-	4,875	4,823	6,761
再社会化教育	-	-	-	-	-	-	2,301	1,887	2,304
旅費支給	9,996	10,414	9,934	10,197	10,167	10,291	-	-	-
起業助成金品支給	2,761	2,759	2,749	2,676	2,869	2,749	-	-	-
事前面談	-	-	-	-	-	-	17,002	18,004	18,994

資料：法務研修院『犯罪白書2003』(2003)。2003年のデータは韓国更生保護公団の資料に拠る。

注：1997年以前は更生保護会としての統計である。

4 事業の内容と特色

更生保護の措置は、法律上、(1)宿泊提供、(2)旅費の支給、(3)生業道具・起業資金の給・貸与、(4)職業訓練及び就業斡旋、(5)自立支援、(6)善行指導から成るが(法第六五条一項)、韓国更生保護公団では、さらに事前面談や再社会化教育などの事業を行っている。旅費の支給と生業道具・起業資金の給・貸与は、公団に関する限り、既に廃止されている。そして前述したように、韓国更生保護公団の場合、施設での宿泊保護が基本となる我が国の更生保護施設と異なり、宿泊保護を行いながら職業訓練や就業斡旋などの措置を実施する場合と、帰住先がある者に対し通所で職業訓練や就業斡旋などを実施する場合の二通りがある。我が国の場合、一時保護は自庁保護として保護観察所が実施しているが、韓国の場合、宿泊を伴わない更生保護の措置も韓国更生保護公団やその他の更生保護事業者がこれを担う形となっており、しかもその内容は、我が国の食費や旅費の支給という消極的なものに止まらず、職業訓練や就業斡旋といった多様なものとなっている。

韓国更生保護公団における更生保護の実施状況を示したものが表7である。以下、公団による更生保護活動の現状を個別に分析して

いくことにするが、まずは、その前提となる公団による対象者の選定と受入れの状況について見ておくことにしたい。

5 更生保護の申請・事前面談

公団に対し更生保護の申請を行うには、大別して三つの経路がある。第一は、保護観察所、検察官、裁判所などの関係機関が対象者の状況を勘案し公団に更生保護の申請を行う場合である。保護観察所は保護観察対象者のうち保護の必要がある者について更生保護の申請を公団に行うか、援護の措置として公団に援助又は協力を要請し、検察官は起訴猶予処分対象者、裁判所は保護観察の付かない宣告猶予・執行猶予対象者、罰金対象者、保護観察以外の保護処分少年などについて更生保護の申請を行うことが考えられる。第二は、刑事処分又は保護処分を受けた本人が直接公団に申請を行う場合である。満期釈放や仮釈放期間の満了で刑の執行を終えた後、一度は自立しようとしたが、就労先が見付からないか、家族の下を離れたなどの理由で公団に保護を求める場合がこれに当たる。そして第三の経路が、公団による事前面談を通じて申請を行う場合である。公団支部の担当職員は、管轄内の矯正所（刑務所）や拘留所、少年院などの矯正施設を定期的に訪問し、釈放予定の被收容者の面接を行い、釈放後の生活方法や保護の必要性などを調査するとともに、更生保護事業の内容と申請方法を告知しており、釈放後、公団での保護を希望する者は、この際に申請を行うことになる。これが事前面談と呼ばれる手続である。公団には、毎月一回、管内の矯正施設から釈放予定者名簿が送付されてくるので、これに基づき、刑期三年未満の受刑者には釈放一か月前に一回、三年以上の長期受刑者には釈放前三か月前から三回に亘って面接を行っている。面接対象者の数が非常に多いことから、大半の支部では犯罪予防自願奉仕委員に協力を求めたり、地域の民間篤志家を募り、事前面談後援会を組織し、職員と分担して事前面談を実施したりしている。支部当たり、凡そ

表 8 事前面談の実績 (2002年・2003年)

年度	実施施設数	通報人員	面談人員	面談結果							
				保護希望あり							保護希望なし
				宿泊提供	就業斡旋	職業訓練	その他	2種類希望	3種類希望	小計	
2002	50	19,529	18,044	1,811	2,086	3,881	1,188	888	50	9,904	8,140
2003	56	20,298	18,994	1,781	1,671	3,728	1,073	1,127	100	9,480	9,514

資料：韓国更生保護公団本部

二〇名から多いところで五〇名の事前面談委員が委嘱されている。

現在、韓国には矯導所二九施設、少年矯導所二施設、拘留所・拘留支所一二施設、保護監護所二施設、少年院一三施設、治療監護所一施設の計五九施設があり、このうち五六施設に対して事前面談を実施していることから、拘留支所などを除くと、ほぼ全ての矯正施設を網羅していることになる。二〇〇三年度の矯正施設からの釈放予定通知人員二万二九八名のうち、一万八、九九四名に対し事前面談を実施し、面談実施率は九三・六％に達している(表8)。但し、矯正の統計によれば矯導所からの満期釈放者が約二万人、仮釈放者が約一万人であるから、全ての釈放予定者について公団に釈放予定通知がなされている訳ではないことがわかる。仮釈放者は身元引受人がいることから、恐らく、満期釈放者を中心に釈放予定通知が行われているものと推測される。少年については、保護の必要がある(仮)退院予定者について通知がなされ、面談が行われている。

表8のように、事前面談対象者のうち、更生保護の措置を希望する者は半数で、残りの半数は保護を希望していない。保護希望者にしても、宿泊保護を希望する者が全てという訳ではなく、就業斡旋や職業訓練のみ希望する者も多い。二種類以上の更生保護措置を希望するのは、宿泊提供に加えて、職業訓練や就業斡旋を希望する場合である。これに対し、保護を希望しない者は家族や引受人がいる場合が多いが、体裁の悪さや更生保護から受ける印象から保護を希望しない者も少なくないという。

表9 光州支部（2001年度）

	事前面談	本人申請	保護観察所	計
宿泊提供	150 (76.5%)	40 (20.4%)	6 (3.1%)	196
職業訓練	32 (27.1%)	33 (28.0%)	53 (44.9%)	118
就業斡旋	154 (55.6%)	123 (44.4%)	—	277
計	336 (56.9%)	196 (33.2%)	59 (10.0%)	591

資料：韓国更生保護公団光州支部

表10 水原支部・三美出張所（2001年度）

	事前面談	本人申請	保護観察所	計
宿泊提供	66 (44.6%)	77 (52.0%)	5 (3.4%)	148
職業訓練	53 (40.2%)	42 (31.8%)	37 (28.0%)	132
就業斡旋	78 (38.6%)	124 (61.4%)	—	202
その他	130 (39.4%)	200 (60.6%)	—	330
計	327 (40.3%)	443 (54.6%)	42 (5.2%)	812

資料：韓国更生保護公団水原支部

注：「その他」とは、合同結婚式、生計補助、医療補助などの自立支援を指す。

経路別の申請状況は、公団自身が統計を取っていないため全体の状況を把握することはできないが、各支部の状況を聞く限りでは、地域によってかなりの差があるようである。しかしながら、光州支部と水原支部の申請状況を見てもわかるように（表9・表10）、公団の更生保

護対象者の半数が事前面談を通じての申請であり、保護観察所を通じての申請は極めて少なく、特に宿泊提供についてこの傾向が強い一方、職業訓練については、比較的、保護観察所からの申請がある。このように、韓国更生保護公団の場合、近年の我が国と異なり、保護観察対象者が少ないだけでなく、更生保護の措置を必要とする者が保護観察所に対し更生保護の申請をするのではなく、施設収容中に事前面談を通じて公団に申請するか、釈放された後に直接、公団に申請を行うことが殆どである。なお、公団で宿泊保護している僅かの保護観察対象者については、遵守事項違反など特別の問題が生じない限り、保護観察官が公団に往訪して指導を行うことは殆どなく、対象者が定期的に保護観察所に出頭するに止まっている。公団以外の更生保護事業者となれば、この状況はさらに顕著となる。こうした更生保護と保護観察の遊離が韓国の社会内処遇

の特徴であり、また問題でもある。

公団に対し更生保護の申請がなされると、家族・縁故者の有無、年齢、経済力、学力（職業訓練のため）、就労可能性などから要保護性と自立可能性を判断し、更生保護の措置を決定する。保護を希望する者でも、家族や経済力のある者や自立可能性のない者は保護の対象とならならない。二〇〇三年度に事前面談を実施し、保護を希望（申請）した九、四八〇名のうち、実際に保護を実施したのは四、八四二名と約五一％であり、前年度の四二％より上昇している。しかし、この保護実施率は支部によってかなりの差がある。昌原支部では九八％であるが（二〇〇二年度）、大邱支部のように二〇％強の支部もある（二〇〇一年度）。大邱支部の場合、管内の矯正施設の数が多く、事前面談の実施人員や保護希望者が他の支部よりも遙かに多いことも関係しているのではないかと思われる。しかし、日本の更生保護施設と異なり、宿泊保護を含め、申請者の罪名によって受入れを拒否することは少なく、性犯罪者や放火犯も基本的に受け入れ、重点的な指導管理を行っている。薬物犯罪者については、対象者の状態を個別に判断しているが、治療が必要な薬物濫用者については一般に受入れが難しい。ただ、公団における更生保護対象者の多くは窃盗や詐欺といった財産犯と暴力事犯であり、殺人などの凶悪犯は少ない。

高齢者については、自立可能性を考慮し、就労の可能性のあるものは宿泊提供などの措置を行うが、それ以外の者は高齢者用の医療施設か福祉施設へ送るなどしている。これに関連し、韓国では、二〇〇二年三月から矯正施設出所予定者に対する基礎生活保障特別連携保護対策制度が施行されている。⁽⁶⁵⁾ この制度は、社会福祉部と法務部の共同施策によるもので、矯正所や保護監護所などの矯正施設から満期・仮釈放（仮終了）などにより釈放される予定の者が釈放前に基礎生活保障（日本の生活保護に相当）の受給権者該当確認の申請を行うことを特例として認め、釈放までに所得・資産・家族などの調査を行い、釈放と同時に受給決定を行い、生活保障の適用を開始するものである。この制度では、申請や受給決定の特例だけでなく、就労能力のない高齢者や障害者などに対

する受給権者の資産に関する認定基準も通常の一五〇%までとする特例も認めている。そして、住居や家族のある者は在宅保護とするが、住居がないか家族が保護や扶養を拒否したりしている場合で、稼働能力がある場合には更生保護公団や路上生活者用の施設などに、稼働能力がない場合には高齢者施設や障害者施設などに委託するものとしている。この制度は釈放対象者の社会生活への円滑な移行を直接的な目的としているが、副次的な効果として、高齢者施設などの福祉施設による元犯罪者の受入れを促していると言われている。こうした制度もあり、高齢犯罪者の福祉施設への受入れは比較的円滑に行われており、公団も当初から福祉施設に高齢者を送ることができない場合でも高齢対象者の受入れにさほど躊躇することはないとされる。

触法精神障害者については、一般に受入れを行っていないが、保安処分施設である治療監護所（公州に一箇所設置）出所者の一部を全州支部（男子）と水原支部の三美出張所（女子）において宿泊させ、保護を行っている。再犯者も受入れの対象となるが、過去に公団で更生保護の措置を行った者については、その記録も併せて保護の必要性を判断している。なお、韓国には累犯窃盗や累犯強盗などの頻回犯罪者に対する保安処分として社会保護法に基づく保護監護処分の制度があり、慶尚北道の青松に第一保護監護所と第二保護監護所が設置されていて、この保護監護所からの仮出所者（保護観察対象者である）は、慶尚北道の大邱支部と慶尚南道の釜山支部を中心に更生保護の措置を実施している。もともと、保護監護処分の制度は、兼ねてから処遇効果や人権保障の点から批判がなされてきており、現在、制度を廃止する方向で検討が進められている。

6 宿泊提供

宿泊提供は、親族や引受人のいない者を施設に宿泊させ、食事や衣服などを提供するとともに、就業斡旋、生活指導、精神教育、職業訓練などを行う更生保護の措置である。公団の各支部は生活館と呼ばれる宿泊施設を有

しており、ここに対象者を居住させるが、少年施設以外は支部の執務室を兼ねたビル形式のものが多い。大半の施設が一九九〇年代に建てられた新しいもので、二〇〇〇年に入ってからも、蔚山出張所(二〇〇〇年)、大邱支部・大田支部(二〇〇一年)、光州支部(二〇〇二年)、清州支部(二〇〇三年)、済州支部(二〇〇三年)などの施設が全面改築されている。これに対し、松坡や恩平などの少年施設(出張所)は、対象者がさほど多くなく、家庭的な雰囲気の中で保護と指導を行うため、韓屋(ハンオク)と呼ばれる韓国式の家居住居を(寄付で)購入して用いている。

公団の保有する生活館はオンドル式(床暖房)の集団室であることもあって厳密な意味での定員を算出することは難しいが、公団は二〇〇四年五月時点での最大適正定員を六一八名としている。支部別では、ソウル支部(六五名)・水原支部(五四名)・大邱支部(六一名)・釜山支部(六二名)などが比較的規模の大きな生活館を有しているものの、その他の支部では大凡三〇名台から四〇名台を適正定員とする施設が多く、また出張所は一〇名から二〇名と規模が小さい。二〇〇三年度の日当たりの平均保護人員は四八五名であるので、全国的には、まだ定員に余裕がある。いずれにしても、全て集団室で(総数一八〇室)、個室はないが、食堂、シャワー室(韓国入浴習慣との関係で浴槽は無し)、洗濯室、洗面室といった基本的な設備に加え、職業相談室、多目的ホール、図書室、コンピュータ・ルーム、理容室(ボランティアによる)を備えている施設もある。

対象者は、この生活館で生活しながら、未就労のものは、就業斡旋を受けるなどして就労先を探し、自立資金を蓄える。在所中、高齢者や精神障害者などを除く大半の対象者が、建築、工場、タクシー、食堂(女性)といった職場で就労し、日給で五万ウォン(五、〇〇〇円)、月給では一〇〇万ウォンから一五〇万ウォン超(二〇万円〜二五万円超)程度の収入を得ている。食事は一日三食、土日も全て支給されるため、支部では節約した収入の一部を事務局に預けて貯蓄をするよう奨励しており、大半の対象者が貯蓄を行っている。一人当たりの貯蓄額

表11 濟州支部の再社会化教育プログラム「誇らしい漢羅人」

分野	プログラム内容	時間数
入所式 ガイダンス	・入所式 ・ガイダンス	1
委託教育	・小規模商業・中小企業創業案内（外部委託）	1
	・法律扶助（外部委託）	1
	・コンピュータ基礎・インターネット（外部委託）	3
精神教育	・忠孝思想（外部講師）	1
	・社会生活の基本姿勢（外部講師）	1
	・成功事例（外部講師）	1
教養教育	・住民登録・国民生活基礎保障・健康保険 国民年金・火災予防・銀行業務など	2
V T R教育	・禁煙・アルコール・麻薬及び薬物濫用・交通など	2
社会奉仕	・障害者福祉施設での奉仕	3
体験教育	・社会見学	5
健康生活	・気功訓練（外部講師）	2
修了式	・修了式	1
	・感想文作成	
合 計		24

資料：韓国更生保護公団濟州支部

は五〇万ウォンから一〇〇万ウォン程度である。生活館での生活においては、飲酒や賭博が禁止事項となっており、三回の違反で退所というのが原則であるが、違反の内容や程度に応じて柔軟に対応している。門限もあるが、タクシー運転手など夜間勤務の者もいるので、夜間でも裏口などから入ることができる。生活館には支部の職員が当直で泊まっている。何れの支部においても五〜六名が輪番で当直を担当するので五〜六日に一回の割合で当直があり、さらに出張所では所長か職員が住み込みで勤務しているため、日本の更生保護施設同様、職員の負担となっている。ソウル支部に限って機械警備を導入しているが、それでも当直はある。

宿泊提供対象者は、個々に就労することを求められるほか、**再社会化教育**と呼ばれる集団処遇を受ける。その内容は支部毎に様々であるが、大別すると生活教養教育、起業教育、薬物・飲酒・喫煙・交通教育、社会見学、宗教教育、社会奉仕活動などから成る。

表11は、済州支部で実施している再社会化教育の例である。「誇らしい漢羅人」(漢羅人とは済州島の人を指す)と呼ばれるこのプログラムは、合計二四時間から成り、外部講師を招聘したり、外部の専門機関に委託したりして、施設から出た後の生活や就労(起業)に必要な知識を学ばせたり、社会体験などを経験させることを内容としている。ソウル支部では、民間企業からの寄付を得て、二〇〇〇年一二月、パソコン二一台を備えた電算情報教育センターを発足させ、更生保護対象者に対し週二回、二か月に亘ってOS、ビジネス統合ソフト、韓国語ワープロソフト、インターネットなどのコンピュータ教育を実施している。センターでは、さらに社会奉仕活動の一環として対象者が地域住民を対象としたコンピュータ教育を実施しているほか、パソコン二〇台を備えたインターネット・プラザを開設し、地域住民に無料で開放している。二〇〇二年九月には同様の電算情報教育センターが水原支部においても開設されている。また、唯一の成人女子施設である三美出張所では、二つの支援団体が美容講座や美容の奉仕活動を実施しているほか、教会による宗教教育、料理・家庭製品使用法・家計管理などの家事実習、異性教育、結婚・人生相談を行っている。

生活館からの退所事由は、①自立・就職、②保護者による引受け、③福祉施設や病院など他の施設への保護委託、④無断・懲戒退所、⑤再犯などである。二〇〇三年度中に保護を終了した者のうち、自立・就職した者の比率は約六割であり、これに保護者の引受け二五%、保護委託四%が続ぎ、無断退所・懲戒退所は一・二%、再犯は〇・五%と低い。もともと、無断退所が少ないのは、対象者の大半が保護観察中でなく、公団での保護を自ら希望した者であるという事情も関係しているよう。

大統領令によれば保護期間は原則六月とされており、さらに必要な場合は六月の延長が認められるが、二〇〇三年度の平均保護期間は七一日と比較的短い。しかし、二〇〇三年度中に退所した対象者の保護期間をみると、一か月未満二六・七%、三か月未満三四・八%と、三か月未満の者が六割を占める一方、三か月以上六か月未満

二五・四%、六か月以上九か月未満一一・六%、九か月以上一年以上以下一・五%と保護期間が三か月以上に及ぶ対象者も少なくない。

ところで、慶尚南道の昌原支部では、二〇〇一年末から、全国の支部に先駆けて家族生活館と呼ばれる施策を実施している。これは、受刑や損害賠償などで崩壊した家庭に一定期間住居を提供するとともに、対象者本人や家族に対し指導や援助を行うことで家庭の再建を促し、更生保護対象者の再犯のみならず、その子供の非行を予防することを目的とするものである。二〇〇一年一月に一号館、二〇〇二年五月に二号館、同二月に三号館の合計三世帯分が開設されている。住居はいずれも民間団地内にあり、一号館は賃貸アパートであるが、二号館と三号館は地域各界からの献金及び女性後援会の一曰喫茶店（一種の募金活動）の収益金で購入したものである。居室は五〇平方メートルの3LDKで、対象者の入居費用は無料である。更生保護の要件を満たすと同時に、対象者に父母や配偶者などの被扶養者がいる者が入居の対象となる。家族生活館の入居期間は二年で、宿泊保護の法定期間である六月プラス六月延長の計一年より長いが、この点について特に問題とはされていない。第一期の入居者として、五人家族の二世帯と四人家族の一世帯が居住している。対象者本人とその家族には生活上何らの制約もない上、必要に応じて就業斡旋、子弟の学習支援、生活指導が行われている。因みに、団地内の住民にはこれらの世帯が更生保護施設であることを知らせていない。昌原支部では、将来、さらに二つの家族生活館を開設する予定であるという。

7 職業訓練・就業斡旋・事後管理

職業訓練は、かつて公団支部が直接実施していたこともあったが、現在は全て外部の職業訓練機関や専門学校に委託し、その訓練費用を公団が負担する形で行われている。公団で直接訓練を実施しないため、公団に人的負

担を与えないだけでなく、多様で最新の職業訓練を実施することができる。また、訓練先を明らかにしても更生保護対象者であることが他人に知られることはない。職業訓練の種類は、自動車整備、運転、溶接、旋盤、コンピュータ、情報通信、美容・理容、調理、電子機器、電気設備、ボイラー、配管設備などであるが、近年は、時代の趨勢に合ったコンピュータデザイン、アニメーション、PC修理、コンピュータ旋盤などの最先端の有望職種と、製菓・製パン、美容・理容、左官、自動車運転など低学力者用の職種に力を入れている。一人当たりの訓練費として、例えば自動車運転教習で二五万ウォン(二万五、〇〇〇円)、専門学校で四八万ウォン(四万八、〇〇〇円)、公共職業訓練学校の通学で四五万ウォン(四万五、〇〇〇円)、寄宿舎費用込で八〇万ウォン(八万円)程度を公団で負担している。訓練期間は一か月のものから一年のものまである。

さらに、職業訓練については、強化五段階プログラムと呼ばれる制度が実施されている。これは、職業訓練の対象者を選定し(第一段階)、職業訓練学校に入校させ(第二段階)、学業半ばで脱落することがないよう支援しながら(第三段階)、資格を取得させ(第四段階)、さらには関連業種への就業を斡旋する(第五段階)というものである。単に職業訓練に対して財政的支援を行うだけでなく、中途での脱落を防止しながら、就職へと結びつけ、事後管理を行うという職業訓練と就業斡旋の統合的なプログラムとして注目される。

なお、二〇〇〇年六月、支部管内の職業訓練機関の長(専門学校長など)で構成された職業訓練後援会が水原支部で初めて結成され、訓練費の補助や資格取得までの重点管理などを行うようになり、⁽⁶⁶⁾現在は全国全ての支部にこうした職業訓練後援会が組織されている。また、公団の生活館は集団室が基本であるため、職業訓練や資格試験受験のための学習に集中できるよう、近時、仁川支部など一〇の公団支部において学習用の個室が設けられるようになっていいる。

就業斡旋は、支部の後援会会員や犯罪予防自願奉仕委員その他の民間篤志家と連携し、対象者の就業を斡旋す

表12 自立支援事業の状況（2001年～2003年）

（単位：名）

年度	縁組	就籍	医療補助	委託幹旋	合同結婚式	緊急救護	旅費支給	その他
2001	1,023	612	1,007	70	67	624	479	993
2002	1,184	717	1,003	66	67	722	254	810
2003	1,402	807	1,089	105	67	931	466	1,894

資料：韓国更生保護公団本部

るものであり、業種は、建設、溶接、木工、電気、設備、工業、運転、単純労務、自動車整備、サービス業、飲食店、農水・畜産、警備、企業など多岐に亘る。注目すべきは、二〇〇二年八月から稼働しているインターネット就業支援センターである。これはベンチャー企業の（株）アイウレカ（IURECA）の支援で開設したインターネット上の就職支援事業であり、まず求人企業がセンターに加入登録と求人登録をし、更生保護対象者の求職希望者が支部を通じて履歴情報を登録すると、求人企業がそのデータベースから求職者を検索し、条件に合う者がいれば、支部が対象者を企業に推薦するというものである。求人企業は自己の就業条件に見合った求職者を広く探すことができ、更生保護対象者の就職にも有利である。

さらに職業訓練や就業幹旋の対象者が後に退学したり、退職したりすることのないよう、支部の職員を始め、後援会員や犯罪予防自願奉仕委員が通信や訪問その他の適当な方法で事後一年間に亘って指導・激励を行っており、事後管理と呼ばれている。法が規定する更生保護の措置の中に事後管理の文言はないが、公団では事後管理を善行指導の一環として位置付けている。二〇〇三年度に事後管理を終了した四、二七八名中、期間満了や成績良好による終了が九割以上を占め、再犯は四三名（一・〇％）、所在不明二三五名（五・五％）となっている。

8 自立支援

公団では、更生保護対象者の自立を促すため、さらに以下の自立支援事業を行っている

る(表12)。

縁組

身寄りのない対象者と後援会員などの篤志家が親子や兄弟姉妹の契りを結ぶもので、法的なものではないが、縁組を行った篤志家が対象者に様々な援助を行う。

就籍・再住民登録

戸籍や住民登録が抹消されている対象者の戸籍取得や住民登録の復元を指導するとともに、その費用を負担する。

医療補助

治療が必要な対象者の治療費を負担するか、後援会員たる医師が無料か低費用で診察・治療を行う。

合同結婚式

結婚式を挙げていないか、これから挙げる予定の対象者の合同結婚式を開催し、その費用を負担する。結婚式場関係者も無料で式場を提供する。対象者に結婚相手そのものを紹介するときもある。

委託斡旋

福祉や医療など更生保護事業以外の保護や支援が必要な対象者に対し、関係機関を紹介・斡旋する。基礎生活保障(生活保護に相当)の指定申請の補助も実施している。

その他

後援会員等による宿泊提供対象者の慰問、模範対象者に対する緊急救護、生活費支援、旅費支給、合同誕生会などを実施する。

これらの自立支援事業は、公団の予算を用いない、後援会員や犯罪予防自願奉仕委員からの浄財に基づく非予算事業であり、活動も民間篤志家を中心となつて行われている。一般に犯罪予防自願奉仕委員が更生保護事業に従事する機会は少ないが、この自立支援事業に関する限り、犯罪予防自願奉仕委員が関与する地域が見られる。

例えば、済州支部では、済州道内の犯罪予防自願奉仕委員が中心となつて地区毎に六つの自立支援センターを設

け（委員の自宅や会社を事務所として利用）、一〇〇名以上の委員が、出所者に対し、縁組、就業斡旋、就業の際の身元保証、住居・医療・福祉・労働・教育の分野における地方自治団体との橋渡しを行っている。

9 施設内作業

公団の財政事情のところで述べたように、幾つかの支部では収益事業を行っているが、更生保護対象者が作業に従事する事業は、清州支部のカーペット洗濯事業と水原支部の営農職業訓練場に限られる。

清州支部では、低所得者層に属する対象者の職業訓練と経済的基盤の確保を目的とし、また公団の収益事業の一環として、二〇〇〇年より洗濯事業を行っている。事業の内容は家庭用カーペット、ベッド寝具、ソファ、自動車室内のクリーニングであり、集配も行っているが、大半が出張クリーニングである。対象者三名が就業しており、月額九〇万ウォン（九万円）の給与を支給している。但し、現在まで収益事業としての成果はさほど上がっておらず、公団への収益は二〇〇二年度で三〇〇万ウォン（三〇万円）に過ぎない。

一方、水原支部では、二〇〇一年から郊外に営農職業訓練場を開設し、野菜や椎茸の栽培を行っている。宿泊提供対象者の中で農業技術の習得を希望する者や未就労者が作業に従事するほか、社会奉仕命令対象者を受入れており、二〇〇一年度は計一三名、二〇〇二年度は九名が従事している。韓国料理には欠かせない唐辛子、瓜、茱萸などの野菜のほか枸杞、椎茸、栗などを栽培しているが、作業は職業訓練としての性格が強いため、作業従事者に給与は支払われず、収穫した野菜を生活館での食事の材料として用い、残りは委託販売を行い、公団への収益としている。

10 少年対象者の保護

少年(二〇歳未満)も更生保護の対象となり、宿泊保護についてはソウルに所在する恩平出張所(男子少年)と松坡出張所(女子少年)が主に行い(支部でも宿泊保護を実施する例はある)、宿泊を伴わない職業訓練や就業斡旋などの措置については全ての公団支部で実施している。

対象は刑事処分又は保護処分を受けた満二〇歳未満の少年であるが、実際には殆どが少年法による保護処分対象者である。即ち、少年法第三二条一項により保護観察、短期保護観察、監護委託(保護観察の処分も付されていることが多い)を言い渡された少年か、少年院から仮退院又は満期退院した少年である。従って、少年の更生保護対象者については保護観察中の者が大半であり、これが成人の更生保護対象者と異なるところである。保護観察処分や監護委託処分の対象少年は、少年分類審査院(日本の少年鑑別所に相当。但し、保護局が管掌)における調査に基づいて公団支部か出張所に引受けの照会があると、公団の担当者が少年と面接を行い、意見書を裁判所に提出して、保護処分決定後に更生保護の措置を実施している。これに対し、少年院在院者は、退院予定通知を受けた後、出張所か支部の職員が少年と面談をした上で対象者を決定している。例えば、恩平出張所では、二〇〇二年の一月から九月一四日までにソウル少年院から一一七名の退院予定通知があり、全員に対し面接を実施した結果、うち二六名(二二・二%)が保護を希望し、更にこのうちの四二・三%に当たる一一名に保護を開始している。二〇〇三年度中に更生保護措置の対象となった少年は九六八名であり、その内訳は宿泊保護一〇一名、就業斡旋二一四名、職業訓練三四一名、その他自立支援三二二名となっている。

少年には保護者がいる場合が多いため、特に宿泊保護の必要が認められる場合は、保護者がいないか、いても保護能力に欠ける場合であり、それ以外では、ソウルで職業訓練を受けることを少年が希望している場合や不良交友を断絶する必要がある場合などである。宿泊保護の対象となる少年の年齢は一四歳から一九歳までであるが、最も多いのは男女共に一七歳と一八歳である。罪名は男女何れも窃盗と暴力事犯が最も多いが、女子少年には寸

借詐欺などの詐欺や有機溶剤濫用のケースも見られる。いずれにしても、殺人などの重大事件の少年は極めて少ない。韓国の場合、検察官が少年事件の先議権を有しており、殺人など重大事件の少年は通常の裁判所に起訴され、少年矯導所（刑務所）へ収容されることが多く、その間に少年の年齢を超過することが多いためである。また、執行猶予は引受人がいらないと難しいので、そうした少年が更生保護公団の保護を受けることは少ない。

恩平・松坡の各出張所では、家庭的な雰囲気の中で基本的な生活指導を行いながら、学童年齢の少年は学校へ通学させ、それ以外の少年については、製パン、調理、美容、コンピュータ、デザインなどの専門学校へ通学させるか、就職させて自立資金を蓄えさせている（正社員で月給七〇万ウォン程度。アルバイトは時給二、〇〇〇ウォン）。専門学校の授業料月一二万ウォンから一五万ウォン（二万二、〇〇〇円〜一万五、〇〇〇円）と交通費月一〇万ウォン（二万円）は出張所が負担する。勿論、家族の下へ帰住する可能性が残されている少年は環境の調整が進められる。このほか出張所では、性教育、ビデオによる飲酒・煙草・薬害教育、外部講師による徳性教育や教化教育、社会見学、文化活動、キャンプ、社会奉仕活動、母子結縁などの再社会化教育も実施している。また、保護観察中の者が多いので、月に一度、少年は保護観察所へ出頭し、また保護観察官が施設に来ることもある。宿泊保護少年の平均保護期間は成人よりやや長く一〇〇日弱であるが（二〇〇三年度）、職業訓練学校の教育期間が一年であることが多いので、少年の場合は保護期間の延長を含め柔軟な対応が必要とされる。退所後は総じて住み込み就職することが多いが、女子少年の場合は親戚の下に帰住する者も多い。

11 触法精神障害者の保護

公団では原則として触法精神障害者を保護の対象としていないが、全州支部では、一九九六年以降、社会保護法上の保安処分である治療監護処分を受け、治療監護所に収容された後、処分の仮終了又は終了により出所した

表13 全州支部における治療監護所出所者に対する保護実績

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	計
宿泊提供者	*	128	136	133	131	140	*	*
治療監護所出所者	23	33	37	38	43	14	11	199
内 仮終了者	0	5	15	13	11	7	4	55
治療監護所出所者比率	*	25.8	27.2	28.6	32.8	10.0	*	*

資料：韓国更生保護公団全州支部

注：*はデータなし

注：2002年は8月12日までの統計である。

触法精神障害者に対する更生保護事業を支部の主要業務として実施しているほか、女子の出所者については唯一の成人女子施設である三美出張所が宿泊保護を行っている。

全州支部では、手続上、治療監護所での事前面談は行わず、社会保護委員会による治療監護処分の仮終了・終了決定後、更生保護の必要がある者については委員会から支部へ受入れ要請があるので、これに応ずる形で保護を開始している。触法精神障害者の更生保護は全州支部が自ら主体的に始めた施策であることもあって、治療監護処分の仮終了・終了決定機関である社会保護委員会からの要請があれば、基本的には対象者を受け入れることとしており、要請を断ることはない。とされる。対象者本人には治療監護所の医師が更生保護施設への帰住について説明を行っている。

触法精神障害者の保護を開始した一九九六年から二〇〇二年八月二二日までの対象者総数は一九九名であり、うち治療監護処分終了者が一四四名で約七割を占め、残りが仮終了者となっている(表13)。全州支部の生活館では一般対象者に対する宿泊提供も実施しており、宿泊提供者総数に占める治療監護所出所者の割合は凡そ二五％である(一九九七年から二〇〇一年までで計算)。治療監護所出所者の大半が統合失調症で、アルコール依存症と癲癇が僅かにいるが、薬物濫用者はいない。罪名では尊属殺人、暴力行為等特例法違反、放火、強盗などの強力犯が八割以上を占めており、重大事件が多い。

表14 全州支部における治療監護所出所者の保護終了後の帰住先

年度	保護者	就業	委託斡旋	無断退所	死亡	計
1996	9	1	1	—	—	11
1997	15	4	4	—	3	26
1998	26	1	7	—	1	35
1999	19	12	5	1	1	38
2000	21	3	9	—	—	33
2001	29	7	4	1	—	41
2002	2	1	2	—	—	5
計	121	29	32	2	5	189

資料：韓国更生保護公団全州支部

注：2002年は8月12日までの統計である。

全州支部には居室が一〇室あり、このうち五室が治療監護所出所者用の二名ないし三名の居室となっている。一般保護対象者と治療監護所出所者とは居室が分けられているが、一般保護対象者には、当施設には触法精神障害者がいることを事前面談の際に説明してあるという。

保護期間中、治療監護所出所者は向精神薬を服用しながら居室や施設内で過ごす。適格者には支部内で単純作業に従事させている。現在はボールペンの組立作業が行われており、対象者は午前と午後の併せて五時間作業を行い、月二〜三万ウォン（二〜三、〇〇〇円）の小遣金が支給されている。作業に従事しない者は、庭の手入れ、菜園作り、読書、新聞閲覧、体育（バスケット、バレー、足野球、卓球、バドミントンなど）などをして過ごす。

精神医療については治療監護所との協力体制が確立されており、治療監護所の医師とソーシャル・ワーカーが毎月一回支部を訪問し、診察と薬の処方を行っている。向精神薬は、対象者毎に決められた回数職員立会いの下で服用させている。入院が必要な場合は、医療保護の手續をして病院へ送っている。このように更生保護施設で触法精神障害者の保護が可能であるのも、こうした治療監護所や一般医療施設との協働体制があるからである。こうした体制抜きに更生保護施設だけで触法精神障害者の保護を行うことは到底不可能であろう。なお、治療監護処分の仮終了者は保護観察に付されているので、対象者は月

一回保護観察所に出頭しなければならぬが、状況によっては支部の職員が連れて行くほか、保護観察官も不定期で施設に來訪し、対象者の状況を確認している。

治療監護所出所者の平均保護期間は六か月から九か月と、一般の更生保護対象者よりも長くなっている。支部の職員は保護の期間中に対象者の最終帰宅地を探さなければならないが、生活館からの退所後、治療監護所出所者の多くは家族の下に帰宅している。触法精神障害者は家族を殺害した尊属殺人の事案が少なくないため、家族が引受けを拒否していることも多く、福祉施設や医療施設へ直接入所させることも容易でないため、こうした更生保護施設での一次的な保護が必要となる訳であるが、公団の生活館で更生に励む対象者の姿を見、また職員の環境調整の甲斐もあって、家族が引受けの決意をするようである。表14は、全州支部における治療監護所出所者の最終帰宅先である。委託斡旋とは、福祉施設や医療施設又は他の更生保護事業者(タマン宣教会等)に保護を委託する場合を指す。保護期間中の再犯はないが、死亡事故が五件あり、うち二件が自殺、残りが外泊中の交通事故や職場での事故死とのことであるが、死亡事故が多すぎるようにも思われる。

一方、女性の触法精神障害者で治療監護所出所者は、水原支部の三美出張所で保護を実施している。八つの居室のうち半数の四室が治療監護所出所者用であり、宿泊保護提供者のほぼ半数が治療監護所出所者で占められている。治療監護所出所者用の居住区画は一般保護対象者用の居住区から分けられているが、一般対象者は進んで治療監護所出所者の身の回りの世話をしており、こうした活動が一般対象者にとって一種の奉仕活動となっている。対象者の罪名は、殺人(尊属殺含む)、放火、暴力行為等特例法違反などであり、男性同様、重大事案が多い。障害の内容は統合失調症や精神遅滞が多い。

治療監護所出所者は一般の職業訓練や処遇に参加することはないが、生活訓練として折り紙をしたり、敷地内の賃貸用工場に入っている民間企業の工場で作業をしたりしている。企業が工場を借りるに当たっては、出張所

の対象者を雇用することが条件として定められている。収入は多い者で月六〇万ウォン（六万円）ほどになるが、精神状態が安定しないので、毎日作業ができるとは限らず、大半の者はもつと少ない。

治療監護所との協働体制は全州支部と同様であるが、三美出張所は監護所の所在地から遠方にあるため、治療監護所から医師が派遣されるのは三か月に一回であり、向精神薬は毎月、出張所の職員が治療監護所まで受け取りに行っている。その代わり、三美出張所のある市の精神保健センターの看護師が毎月出張所を訪問しているほか、出張所の後援会会員のなかに精神科医がいるので、毎月一回、出張所を訪問し、無料で診察を行っている。

女性の治療監護所出所者も尊属殺など本件の被害者が家族であることも多いため、引受けを拒否する家族が多く、そうした場合、退所後は社会福祉施設、宗教団体、精神療養所などへ帰住することになる。

12 後援会・地域との関係

更生保護法時代には更生保護事業のうち観察保護を担当する更生保護委員が置かれていたが、保護観察等に関する法律の制定とその後の改正を通じ、社会内処遇を担う民間篤志家は犯罪予防自願奉仕委員に統合され、法律上は保護観察と更生保護事業を共に担うものとされながら、現実には少年の保護観察や善導保護を中心に活動しているため、公団は更生保護事業に特化した篤志家を多数失う結果となった。

但し、支部によっては事前面談や自立支援活動に犯罪予防自願奉仕委員が加わる例も見られるほか、全州、光州、大田などでは犯罪予防自願奉仕委員の地域協議会のなかに「更生保護分科会」なるものが設置され、更生保護事業に犯罪予防自願奉仕委員が積極的に協力していることを指摘しておく必要がある。こうした分科会は、犯罪予防自願奉仕委員の役割分担として新たに設けたというより、保護観察は保護善導委員、善導措置付起訴審予に伴う善導保護は少年善導委員、更生保護は更生保護委員という法改正前の地位にに応じて委員を分けているに

過ぎず、こうした分科会を設けていない地域も多い。

いずれにせよ、公団が実質的に多くの民間協力者を失ったことによりはなくなり、そのため公団では、更生保護事業に資金や処遇面での協力を得るため、新たに民間篤志家を募り、後援会として組織することに努めてきている。後援会は、単一の組織ではなく、専ら矯正施設での事前面談に協力する事前面談後援会、職業訓練の費用を負担したり、自己の専門学校に対象者を受け入れたりする職業訓練後援会、就業斡旋や就業のための財政的支援を行う就業斡旋後援会、施設収容者の子弟に奨学金を支給する奨学後援会、財政支援を中心に行う財政支援後援会、宗教教育や情操教育などを行う宗教後援会（キリスト教、仏教、天主教がある）、女性篤志家を中心とし、生活館慰問や合同誕生会などを行う女性後援会、青少年の学習指導や支援を行う大学生後援会など活動内容に応じた様々な後援会が支部毎に組織されている。二〇〇四年三月末で、全国に一一三の後援会があり、総会員も二、三九二名、就業斡旋後援会所属企業二五五社となっている（表15）。

しかしながら、犯罪予防自願奉仕委員の場合、検察庁管轄毎に地域協議会があり、また中央に犯罪予防委員会全国連合会をもつものに対し、後援会は支部毎の連合組織や全国組織は存在しない。こうした連合組織の必要性を唱える関係者もいるが、たとえ組織化が図られても現在のままでは法律に根拠のない任意団体に止まるし、本来、更生保護事業にも関わるものとされている犯罪予防自願奉仕委員との関係が微妙なものになるおそれがある。

ところで韓国においても、韓国更生保護公団を始め更生保護団体に対する地域感情は決して良いとは言えず、支部の改築移転の際に地域住民から反対運動が起きることもある。そのため、我が国同様、公団の支部でも、再社会化教育の一環として、対象者が地域の清掃をしたり、福祉施設や農作業での奉仕作業を行い、地域住民の更生保護事業に対する理解を求める努力をしている。ソウル支部や水原支部では地域住民に対する無料のパソコン教室を開催しているほか、インターネット・プラザを地域の住民に開放しており、そこには近隣の子供達がイン

表15 後援会の設置状況

単位：後援会数=団体、会員数=名

後援会 施設	就業訓練後援会		財政支援後援会		宗教教化後援会		女性後援会		事前面談後援会		大学生後援会		職業訓練後援会		その他の後援会		計	
	後援会数	会員数	後援会数	会員数	後援会数	会員数	後援会数	会員数	後援会数	会員数	後援会数	会員数	後援会数	会員数	後援会数	会員数	後援会数	会員数
ソウル	1	9	1	28	基1 仏1	基2 仏25	1	23	1	34	-	-	1	25	2	45	9	191
恩平	-	-	-	-	-	-	1	6	1	8	-	-	-	-	1	47	3	61
松坡	-	-	-	-	-	-	1	6	-	-	1	12	-	-	-	-	2	18
仁川	1	19	3	142	基1	基25	-	-	1	39	1	13	2	27	1	14	10	279
水原	1	25	1	35	基1	基19	1	19	1	40	-	-	1	22	3	116	9	276
三美	1	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	14
春川	1	17	1	25	基1	基11	1	11	1	10	1	25	1	13	2	26	9	138
清州	3	54	-	-	基1	基6	1	16	1	7	1	2	1	12	-	-	8	97
大田	1	44	1	19	基1	基25	2	19	1	36	1	28	1	15	9	167	17	353
大邱	1	27	-	-	基1 仏1	基7 仏15	-	-	1	30	1	19	1	13	4	71	10	182
釜山	1	26	-	-	基1	基10	1	29	1	38	-	-	1	14	1	13	6	130
蔚山	1	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	14	-	-	2	37
昌原	1	51	2	57	基1 仏1	基8 仏48	1	26	2	52	1	19	1	24	1	39	11	324
光州	1	12	-	-	-	-	1	26	2	31	1	35	1	16	1	10	7	130
全州	-	-	1	34	基1	基12	-	-	-	-	-	-	1	11	-	-	3	57
済州	1	21	1	22	-	-	1	10	-	-	1	24	1	13	1	15	6	105
計	15	342	11	362	13	213	12	191	13	325	9	177	14	219	26	563	113	2,392

資料：韓国更生保護公団本部

注：宗教教化後援会の「基」はキリスト教関係の後援会を、「仏」は仏教関係の後援会を指す。

ターネットをしに集まる姿が見られる。しかし、韓国の場合、地域の様々な構成員が後援会を通じて公団の活動に参加することにより、更生保護事業の透明性を高めると同時に、事業に対する地域社会の理解を深めることに繋がっており、このことが更生保護対象者の社会復帰にも良い影響を与えているように思われる。

13 韓国での評価と課題

韓国更生保護公団の幹部職員が全州支部の保護対象者を対象として実施した意識調査によると、更生保護の措置が自立や社会適応の大きな助けとなったとする者や更生保護を受けることで再犯への誘惑を絶つことができたとする者が多く、大部分の者が全ての出所者に更生保護の措置を受けることを薦めると回答する一方、措置の種類と質に対する満足度では「普通」と答える者が四〇％に及んでいる⁽⁶⁸⁾。また、公団業務の評価のため法務部が二〇〇四年二月に実施した対象者へのアンケート調査では、職業訓練を受けた職種で就職することができた者が約半数に及んでいるが、なお就業保証や職業訓練の多様化を求める者が多いこと、就労先は建築(三二％)、運転(二二％)、工業(二六％)、接客業(一五％)、会社員(九％)などであるが、これらの就職は公団職員や後援会員などの斡旋によるものであり、新たに導入されたインターネット就業支援センターによって就職した者も一定数いること、施設職員の態度は親切で積極的だとする者が大多数であること、四割の者が宿泊施設を適当・良好としながらも居室の狭さや古さを指摘するものや、体育施設、コンピュータ施設、休憩室などの設備拡充を求める声が少ないことが明らかにされている⁽⁶⁹⁾。

これに対し、韓国更生保護公団を始めとする更生保護事業に対しては、公団や法務部外部からも様々な評価が加えられている。その内容は、職業訓練や就業斡旋の強化と多様化、職員の増加と専門化、政府補助金の増額、施設の拡充や整備、民間篤志家の更なる参加と教育を求めるものなど、何れも総論的で処遇の具体的な内容を示

すまでに至らないものが少なくないが、対象者のみならず、その家族に対する支援や指導強化を説くものや、高齢者や薬物中毒者など処遇困難者の保護・処遇を行う専門施設の設置を求めるものなど、興味深い主張も見られる。⁽⁷⁰⁾

また、犯罪予防自願奉仕委員は、保護観察や更生保護事業に携わることになっているにもかかわらず、人事や職務が検察中心に行われ、保護観察や更生保護事業での役割も希薄化していることから、韓国更生保護公団（ないし保護観察所）に指揮・監督を移すべきであるとの主張は更生保護関係者に広く見られる見解であり、これなどは韓国更生保護事業の歴史的沿革に由来する同国特有の問題であろう。⁽⁷¹⁾

また、こうした犯罪予防自願奉仕委員の役割を巡る問題との関係で、犯罪予防自願奉仕委員の前身である更生保護委員が担っていた観察保護（宿泊を前提とせず、通信や訪問の形で対象者の指導や環境の調整を行う保護の形態）を復活すべきとの意見が一九九五年の保護観察等に関する法律制定時から既に指摘されているが、同様の見解は現在でも依然として見られる。⁽⁷²⁾ 観察保護は、保護観察導入前の一九八〇年代、一時期、保護観察の代替制度として利用されたことから、保護観察等に関する法律の制定に伴う保護観察の導入により、保護観察と重複するものとして廃止されたが、法律の上では更生保護措置の善行指導という形で受け継がれている。⁽⁷³⁾ 公団でも事後管理という形で善行指導が行われているが、実業家を中心とした後援会員や犯罪予防自願奉仕委員による活動が財政的な支援に偏りがちであるとも言われることから、⁽⁷⁴⁾ 社会内での生活指導や相談業務などを行う更生保護の措置が必要だとするのである。もつとも、制度の経緯と現行法の内容を考えると、これを観察保護の復活として行うよりも、善行指導の改革という形で行うのが順当であろう。⁽⁷⁵⁾

韓国更生保護公団に対しては以上のような問題点や課題が指摘されているが、我が国の更生保護施設と比較した場合、興味深い特色が幾つも見られ、日本の更生保護事業の将来を考えるに当たって多くの示唆を与えてくれ

るように思われる。韓国の更生保護事業を踏まえながら我が国の更生保護事業を再検討する作業は本稿の最終章で行うとして、その前に韓国更生保護公団に属さないその他の民間更生保護団体の活動概要と、そのなかにあって最大規模の事業を展開するタマン宣教会の事業についてまず紹介することにした。

五 更生保護事業者の概要と活動状況

1 更生保護事業者の概要

二〇〇四年現在、韓国では五つの団体が法務部長官より更生保護事業者の認可を受け、活動している(表16)⁽⁷⁹⁾。五団体のうち、行政更生保護会と韓国基督教化福祉院が財団法人であり、残りの三団体が社団法人である。パスカ教化福祉院を除く四つの団体がソウルを活動の拠点としている。また、宿泊保護を行っている四団体は、何れもキリスト教系の団体である。

これら更生保護事業五団体の活動実績を示したものが表17である。五団体のうち最も実績を挙げているのがタマン宣教会であり、宿泊保護者数では、同団体だけで韓国更生保護公団全体の約半数近くにも達する。さらに、タマン宣教会は二〇〇三年に宿泊施設の全面改築を行い、定員も従来の一・二名から倍以上の二五〇名に増員するなど、韓国更生保護公団以外の更生保護事業者の中では突出した規模を有していることから、以下では、タマン宣教会による更生保護事業の概要と活動状況を紹介することにした。⁽⁸⁰⁾

2 タマン宣教会の事業概要と特色

(1) 組織と職員

表16 更生保護事業者の概要

予算額単位：千ウォン

	行政更生保護会	韓国基督教教化福祉院	世界教化・更保協会	タマン宣教会	バスカ教化福祉院
認可年月日	1983年6月8日	1985年6月11日	1996年4月22日	1997年3月26日	1997年11月27日
法人形態	財団法人	財団法人	社団法人	社団法人	社団法人
所在地	ソウル	ソウル	ソウル	ソウル	大邱
生活館と定員	無し	有り(10名)	有り(15名)	有り(250名*)	有り(25名)
2002年予算額	4,289	77,496	266,000	600,000	245,900

資料：김성준 『한국 갱생보호사업의 현황 및 향후 추진과제』 범죄방지포럼11호(2002)83면.

注：タマン宣教会の定員は2003年全面改築後のものに改めてある。

表17 更生保護事業者の活動状況

単位：名

事業内容	年度	行政更生保護会	韓国基督教教化福祉院	世界教化・更保協会	タマン宣教会	バスカ教化福祉院	計
宿泊提供	2000年	—	180	128	1,187	231	1,734
	2001年	—	140	199	1,268	366	1,973
職業訓練	2000年	—	5	24	8	11	48
	2001年	—	—	17	14	16	47
就業斡旋	2000年	—	10	22	599	183	814
	2001年	—	29	9	610	245	893
旅費支給	2000年	228	4	17	11	27	347
	2001年	228	5	15	3	26	337
起業助成金品	2000年	—	3	—	36	24	63
	2001年	—	1	7	80	27	115
就籍・住民登録	2000年	—	—	9	103	38	150
	2001年	—	—	8	96	29	133
縁組	2000年	—	—	—	59	—	59
	2001年	—	—	12	64	—	76
学費補助	2000年	—	—	1	8	3	12
	2001年	—	3	2	10	—	15
事前面談	2000年	—	17	1,800	916	251	2,984
	2001年	—	34	403	721	303	1,461

資料：김성준 『한국 갱생보호사업의 현황 및 향후 추진과제』 범죄방지포럼11호(2002)85면.

タマン宣教会の設立は一九八五年に遡るが、現行法の下で更生保護事業者の認可を得たのは一九九七年である。同会はキリスト教（プロテスタント）の精神に基づき更生保護事業を行う社団法人で、理事長を含む一〇名の理事と二名の監事から成る理事会の下に運営されている。常勤職員は全部で八名であるが、このほかにも調理員と調理補助が四名、それに収益事業のトナーカートリッジ再生工場の経営・営業に当たる一〇名の事務員がいる。常勤職員八名のうち二名以外は全て受刑歴があり、実質的に施設の運営を取り仕切る施設長も元受刑者で、牧師となった後タマン宣教会での事業に従事するようになったという経歴の持ち主である。我が国には元受刑者が更生保護施設の職員として勤務する例はないと思われるが、タマン宣教会は更生した元受刑者が牧師又は職員として更生保護対象者の保護と支援を行っているのが特徴である。

(2) 予算と収益事業

二〇〇二年度の予算総額は六億ウォン（六、〇〇〇万円）であり、収入の内訳は会費収入が五七％、法人の理事による後援金が八％、政府補助金一八％、施設長の講演料等が一七％となつて⁽⁸⁾いる。タマン宣教会に対する政府の補助金は保護対象者の延べ宿泊保護日数から算出し、基礎額も一人一日当たり二、〇〇〇ウォンから二、五〇〇ウォン程度（二〇〇〇円〜二五〇〇円）で、その総額は一億ウォン強（一、〇〇〇万円強）に過ぎない。これに対し、韓国更生保護公団に対する政府補助金は五〇億ウォン強（五億円）であるから、組織の規模や職員数が異なることから単純な比較はできないものの、タマン宣教会への政府補助金が相対的に少ないことは確かである。

そこで、タマン宣教会では会員制度を設け、教会や企業などから会費を募って運営資金に充てるとともに、収益事業として二〇〇一年よりトナーカートリッジ再生工場を経営している。事業は、使用済みのプリンタ・カートリッジを再生し、リサイクル品として政府に納入したり、一般販売したりするものである。この業種を事業に選定した理由は、コンピュータ分野で将来性があり、また環境保護につながると共に、輸入カートリッジのリサ

イクルなので外貨節約にもなるからであるという。工場では一〇名から一五名の宿泊保護対象者が勤務し、週六日勤務で月八〇万ウォンから一四〇万ウォン（八万円〜一四万円）の所得を得ている。二〇〇三年の売り上げは約七億ウォンで、純利益は六、〇〇〇万ウォン（六〇〇万円）となっている。

(3) 対象者と申請経路

タマン宣教会も法務部長官の認可を受けた更生保護事業者であるから、保護観察等に関する法律が定めるように、その対象者は刑事処分又は保護処分を受けた者で、自立更生のため保護の必要性が認められる者である。しかし、タマン宣教会では、特に累犯者に対する保安処分施設である保護監護所（現在、慶尚北道の青松に第一保護監護所と第二保護監護所の二施設がある）と触法精神障害者に対する治療監護処分施設である治療監護所（現在、忠清南道の公州に一施設がある）からの出所者が特に多い。例えば、二〇〇三年二月の時点で同団体の宿泊保護施設には一〇二名の入所者がいるが、このうち保護監護所出所者が四〇名、治療監護所出所者が四〇名となっている。残りの二二名が一般の矯導所出所者である。また、宿泊施設を全面改築した後の二〇〇四年五月における入所者一七〇名中の保護監護所出所者と治療監護所出所者は、それぞれ五〇名ずつとなっている。同会では高齢者も積極的に保護しており、日本では敬遠されがちな社会復帰に困難が予想される者を中心に保護しているのが特徴である。

僅かであるが成人女子も保護の対象としており、総定員二五〇名のうち女子の定員は二〇名となっている。これに対し、少年は保護の対象としていない。保護対象者には保護観察対象者が含まれるが、その多くは保護監護所からの仮出所者や治療監護所からの仮終了者である。外国で刑事処分を受けた韓国人も保護の対象としており、日本の刑務所で刑の執行を受けた後、退去強制となった元受刑者を保護した例がある。

ところで、タマン宣教会はプロテスタントの精神に基づいて更生保護活動を行う団体であるため、対象者はプ

ロテスタントに限定はしていないものの、施設では礼拝や宗教関係の行事があるため、クリスチャンでない者や宗教に関心のない者はそもそも同会での保護を希望しないとのことである。

タマン宣教会へは、同会が保護監護所や矯導所で宗教教誨や相談活動を実施していることから、これらの活動を通じて同会の存在を知り、保護を申請する場合が多い。特に、青松保護監護所と公州治療監護所から同会に帰住する者が毎月数十名にも及ぶため、毎月一回、ソウルのタマン宣教会から同施設へバスで保護対象者を迎えに行くのが通例となっている。このほかにも、同会は被收容者の間でもよく知られた存在であるため、釈放後、同会に直接保護を求めてくる者も多い。いずれにしても、韓国更生保護公団同様、保護対象者が直接更生保護事業者へ更生保護の申請を行うことから、保護観察所がその手続に関与するのは、一部の保護観察対象者の場合だけである。

(4) 更生保護事業の内容

タマン宣教会による更生保護事業の中心が宿泊施設(生活館)における保護事業である。同会は二〇〇三年まで五棟から成る総定員二二名の宿泊施設を有していたが、全て一般住宅で、しかも保護希望者の増加に対応しようとするあまり、屋根裏部屋や倉庫を改装して居室にしたり、コンテナを改造して臨時の宿泊施設にするなどしていたため、居住環境が悪く、また施設毎に電気や水道料がかかり経費が嵩むという問題を抱えていた。そこで、民間企業や個人からの寄付・浄財によって二〇〇三年に施設の全面改築を行い、同年一〇月に二棟から成るビル形式の新しい宿泊施設と事務所が完成している。

新しい宿泊施設の総定員は二五〇名である。二棟のうち五階建てのビルの一階には事務所とトナーカートリッジ再生工場の事務所が入り、二階から上層階は全て個人対象者用一八〇名分の居室六〇室が入っている。保護対象者は施設で生活しながら、就労可能な者は就労し、自立資金を蓄える。保護期間は法定期間の一年であるが、

後述するように、高齢者、治療監護施設出所者、家族用居室の在住者などには期間の特例がある。施設では、食事、衣料、寝具、生活消耗品が無料で提供されるほか、医療奉仕団体の協力による無料の健康診断や投薬、ボランティアによる無料理髪、交通費支給なども実施されている。

二棟のうちもう一つの四階建てのビルには、女性対象者用の居室（定員二〇名）と家族用居室（定員五〇名）が入っている。同会は一九九一年から女性の宿泊保護を行っているため、改築前から女性用の宿泊施設を有していたが、（当時の定員は九名）、家族用の居室は、二〇〇三年の全面改築の際、「福祉アパート」の構想の下に新たに設けられたものである。これは、更生保護対象者のうち扶養家族のいる既婚者を家族と共に同会の家族用居室で生活させることで、退所後の自立資金を蓄えさせるだけでなく、家庭への早期復帰を促し、社会復帰をより安定したものにすることを目的としたものである。ビル内には一〇世帯分の家族用居室（二DK相当）が設けられ、第一期は二名（夫婦のみ）から五名（夫婦、親一名、子供二名）の計一〇世帯が生活している。在会期間は原則三年とされるが、自立可能性を考慮してさらに二年まで延長が認められる。宿泊費は無料であるが、電気・水道・ガス料金などは各世帯の自己負担となる。もともと、家族の保護については政府補助金が見つからないなど施設側にとっての負担もある。

さらに、タマン宣教会の更生保護事業で特徴的なのは、いわゆる処遇困難者に対する保護の実施である。同会では、特別保護と称して、治療監護所を出所した触法精神障害者や精神遅滞の者、六五歳以上の高齢者、身体障害者を積極的に受け入れ、更生保護の措置を実施している。治療監護所を出所した触法精神障害者については、保護希望者を毎月一〇数名単位で受入れ、一時的な保護を行いながら、福祉施設や医療施設などへの橋渡しを行っている。医師も専門家もいない同会でこうした対応ができるのも、韓国更生保護公団全州支部や三美出張所同様、治療監護所との連携が図られているため、同会にも治療監護所から月一回ずつ医師が来訪し、診察と薬の

処方を行うほか、同会でも、週一回、相談の専門家を有給で招聘し、特別相談を行っている。治療監護所出所者は二年（原則一年、延長一年）まで在所を認めているが、基本的に就労に適さない者が多いため、入所期間中は静養と治療中心の生活となり、障害者登録と医療保護の手续をとり、三分の二は福祉施設か医療施設へ送り、残りは家族の下へ帰住させている。

六五歳以上の高齢者にも法定期間よりも長い二年までの入所を認めており、入所者の七〇～八〇程度が六五歳以上の高齢者であるという。高齢者のうち就労が可能な者は警備や清掃などの職に就くが、そうでない者は施設で休養しながら、自治体で国民基礎生活保障法に基づく医療保護の手续を進めることになる。日本の生活保障（医療扶助）に相当する医療保護が得られれば、無料で医療措置が受けられるほか、福祉団体や病院での受入れも可能となる。

このほか、タマン宣教会では、職業訓練助成、就業斡旋、起業助成、結婚の斡旋、学費支給、就籍・住民登録の支援も行っている。職業訓練は、機械加工や溶接技術を学ぶための専門学校費用を負担する形で行っていたが、現在は訓練の大半が運転免許取得であり、同会で教習所の費用（約八〇万ウォン）を負担している。また、年間六〇名に対し小荷物運送業や印刷業、物品販売などの小規模事業の開業に必要な資金の一部を助成している。また、保護対象者のなかには牧師になるため神学校に通学している者がおり、こうした者に対しても学費の支給を行っている。

タマン宣教会は、更生保護事業のほか、矯正施設において、教誨活動、聖書と図書の寄贈、無縁故者や長期受刑者に対する生活用品と領置金の支援、無縁故者の縁組、相談、入所者の家族に対する生活費等の支援、少年院在院者や保護観察対象者に対する精神教育などの活動も行っている。また、週一回ずつソウル市内の幾つかの警察署の留置場を訪問し、宣教活動を行っている。

このようにタマン宣教会では、累犯者、高齢者、精神障害者などの処遇困難者を積極的に受入れ、更生保護活動を展開している。韓国の更生保護事業において司法保護会や更生保護会の流れを汲む韓国更生保護公団が大きな位置を占めていることは否定できないが、タマン宣教会などの公団に属さない更生保護事業者の活動も極めて重要であり、こうした個別の更生保護事業者による活動抜きに韓国の更生保護事業の現状を語ることはできないと言ふべきである。

六 日本の更生保護事業に対する刑事政策的意義

韓国更生保護公団を始めとする韓国の更生保護団体と我が国の更生保護法人は、その形態や社会的背景から同列に論じることのできない面があることは確かであるが、韓国の更生保護事業の内容には我が国の更生保護事業の将来を考えるに当たって参考になる点が多いように思われる。そこで、本稿を締め括るにあたり、韓国の更生保護団体とその活動状況を踏まえながら、我が国の更生保護事業の将来の在り方について検討を加えることにしたい。なお、我が国の更生保護施設では、近年、生活技能訓練やセラージュ療法等の処遇が行われるようになってきているが、韓国の更生保護団体ではこうしたアプローチを取っていないことから、韓国における更生保護事業の分析を通じて我が国の更生保護事業の在り方を検討することを目的とする本稿では取上げて取り上げず、これについては他の機会に譲ることとしたい。

1 重点施設・施設規模

我が国の更生保護施設は個々に独立した法人組織が運営しているため、施設の事情によって運営状況や処遇内

容が異なるのに対し、韓国更生保護公団は全国に支部や出張所をもつ単一組織であることから、全国統一の基準に従って更生保護事業を展開することができるといふ利点をもつ。また、公団では、組織力を生かし、矯正施設の近くにある支部の担当職員や篤志家が出所予定者に面接を実施し、本人の希望や就労・訓練の都合などを考慮した上で、他の支部に送って更生保護の措置を実施することもできる。さらに、全国に配置された各支部には地域の特性に応じた特徴をもたせ、例えば工業地帯には就業斡旋に重点を置いた就業斡旋専門の施設（出張所）を設けたり、触法精神障害者治療施設のある地域の支部では触法精神障害者の重点施設を設けたりしている。

我が国でも、更生保護事業法（特に第三条、第五条の二、第二章第五節、第四六条、第四九条の二、第三章第二節など）及び更生保護施設における処遇の基準等に関する規則の下、保護局が更生保護法人と事業の監督を行っているし、全国更生保護法人連盟や各管区の協議会などで情報交換や研修などが行われ、更生保護施設の業務を一定の水準に保つ努力が続けられているが、職員体制や財政事情から施設の運用や処遇内容にかなりの差があることは否めない。新たな処遇プログラムを積極的に導入している施設がある一方、宿泊と就労支援の枠から大きく踏み出せない施設も多い。環境調整にしても、処遇困難者を積極的に受け入れている施設もあれば、職員の処遇に対する考え方や地域の事情から対象者の選定や受入れに厳しい施設もある。

日本と韓国の更生保護施設に見られるこうした組織や体制の違いは、両国における更生保護の長い歴史の過程で生じてきたものであって、韓国更生保護公団のような全国組織の体制に長所があるからといって、社会的状況の異なる日本において更生保護施設を韓国のような組織に改変することが可能であるとは思えず、またそうした大規模な組織改革が対象者の保護や処遇に望ましい成果をもたらすかどうかについても明らかでない。また、韓国更生保護公団の例だけをもって我が国における国立更生保護施設の設置に関する論拠とするのは、余りに拙速であろう。

しかし、個々の更生保護施設がバラバラに事業を営むのではなく、組織的・計画的に事業を展開する韓国更生保護公団の運営方法から学ぶものはある。我が国でも一部の施設では個性的な処遇が行われているが、さらにそこから一步進めて、各管区に特定の専門機能を備えた更生保護施設を設けていくアイデアも、その一つである。

例えば、技術や技能に優れた人的資源を有効に利用できる環境にある施設を職業訓練や技能講習の専門施設にするのもよいであろうし、福祉政策の進んだ地域の施設を高齢対象者の保護を重点的に行う施設に指定することも考えられる。少年専用施設も現在、関東、中部、大阪に四箇所しかなく、その他多くの成人少年混合施設では少年入所者に対する処遇に苦慮していることから、管区毎に少年の専用施設が設けられてしかるべきである。

勿論、重点施設だからと言って、重点項目に該当する対象者だけを入所させるわけではない。高齢や障害など一定の問題を抱える者だけを特定施設に集中させることは、施設に人的・財政的負担がかかるだけでなく、自治体にも負担をかけることになる。しかし、特定の処遇を専門的に実施する施設を設けることで、効率的・効果的な処遇が行える面もあるし、講習や教育など特徴的な処遇プログラムを実施している重点施設が近郊の更生保護施設から適当な対象者を募って、短期講習のような集中的な処遇を実施することも考えられる。また、重点施設が当該重点項目の指導的役割を果たし、様々なノウハウを蓄積することで、管内の更生保護施設全体の処遇向上にも資するものと思われる。

一方、施設の収容定員という点から見て、韓国更生保護公団の各支部は日本の更生保護施設よりも平均的に規模が大きく、タマン宣教会に至っては定員二五〇名の大規模施設である。日本の更生保護施設における保護の延人員が大幅に増加しており、高齢化社会の進展により今後も保護対象者の増加が予想されることから、平均収容定員が二〇名強という日本の更生保護施設は収容能力の点で限界に近づいているものと思われる。また、一九九四年の更生保護施設整備費補助金制度の創設以降、各地で施設の改築が進められるなか、全面改築に際し収容定

員を増やす施設の例がない訳ではないものの、従前の定員が古い基準に基づくものである場合があることに加え、現在の施設の職員体制から定員を増やすことができず、また居室の環境改善や個室化傾向もあって、収容定員を同じ規模に止める施設が多く、定員を削減する施設すらある。人的資源に限りがあることはわかるが、小規模の施設は委託費収入も少なくなり、それがまた処遇や職員体制を改善する上での障害となるといふ悪循環に陥りやすい。今後、対象者の増加が予想されることから、更生保護施設の収容定員の増加を真剣に検討すべきである。⁽⁸³⁾ 住民の理解を得て、新たな施設を設置することができれば言うことはないが、その場合でも、余り雇用の機会の少ない地域に設置しても入所者の就労が難しいだけであるから、雇用の多い都市部に中規模ないし大規模な施設を設けることが望ましい。住民の反対などで新設が難しい場合は、改築の際に収容定員が三〇名から四〇名の中規模施設とすることが望まれる。また、そうした中規模・大規模施設の維持のためにも、委託費の単価を施設の規模に応じて現行以上に格差を設けることが必要である。

2 施設面接

韓国更生保護公団の場合、本人が公団に保護を直接申請する場合もあるが、最も多いのが矯正施設での事前面談を通じて申請する場合であり、支部の職員が管内の矯正施設を定期的に訪問し、出所予定者に対する面談を実施して、更生保護の措置に関する意思の確認を行っている。これによって出所予定者の抱える問題や更生意欲、具体的な自立計画などを公団の側で直接確認することができるだけでなく、保護の必要性や内容を適格に判断することができる。もともと、韓国の場合、我が国とは異なり、成人受刑者の環境調整に相当するものがなく、仮釈放審査対象者に対する保護観察事案調査が行われているに過ぎないため、韓国更生保護公団の事前面談やタマン宣教会の教誨はこれを補う一種の環境調整であるとも言える。一方、我が国では、仮釈放調査の一環として、

地方更生保護委員会所属の保護観察官による対象者の面接が行われているという事情はある。しかし、更生保護施設の補導職員による対象者の施設面接は、職員の負担から、対象者が近隣の施設に収容されている場合か対象者受入れの判断などに当たってどうしても面接が必要と目される場合にだけ行われることが多く、全ての対象者に施設面接が行われている訳ではない。

日本の更生保護施設関係者のなかには補導職員による施設面接の意義に疑問を呈する向きもあるが、身上調査書だけでは把握できない対象者の様子を観察し、収容や処遇の状況を把握するとともに、更生保護施設の正しい情報と意義を伝え、対象者に具体的な自立計画や目標などを立てさせるためにも、施設面接には意義があるものと思われる⁽⁸⁵⁾。そうだとすれば、たとえ環境調整の代替であるとしても、結果として更生保護事業を担う団体の職員自らが釈放予定者の殆どに面接を行っている韓国の運用には評価すべき点がある。もともと、韓国更生保護公団は全国組織であり、事前面談も矯正施設の管内にある公団の支部で行うことができるなど、職員がはるばる矯正施設まで出張している日本の更生保護施設とは事情が異なる。日本でも右の理由からできる限り施設面接を行うことが望ましいと考えられるが、更生保護施設の人的負担や経済的負担から制約があるとすれば、地域の保護司に当直要員を依頼するなどの運用を積極的に導入して当直の負担を軽減し、その分の人材を出張などの業務に割いたり、現在、保護司の環境調整費として支給されている補導職員の施設面接費用の予算を拡充したりするなどの工夫が行われるべきであろう。

また、韓国更生保護公団では地域の篤志家による事前面談後援会を設けたり、支部によっては地域の犯罪予防自願奉仕委員に委嘱したりして、矯正施設の収容者に対する事前面談を行っている。我が国の更生保護施設の補導職員（保護司）と一般の保護司との関係には微妙なものがあるようであるが、単なる当直補助でなく、公団のように、地域の保護司が施設面接に協力し、その報告を踏まえて更生保護施設が対象者の選定や保護の方針を協

議・決定するという体制も考えられない訳でない。さらに、施設面接が困難な場合には、現在、日本の一部の施設で行われているアンケート方式による面接の導入も検討されてよい。勿論、更生保護施設だけに施設面接の負担を負わせるのではなく、保護観察官も積極的に協力すべきであろうし、仮出獄の対象となり得る者であれば、準備調査での保護観察官による面接を通じての働きかけも重要である。現在、更生保護施設を帰住先とする施設収容者に対して当該更生保護施設を担当する保護観察官がどの程度本人と面接しているかは不明であるが、帰住先（保護観察所の所在地）が収容施設から遠方である場合は勿論、環境調整に当たってどうしても本人面接が必要という場合以外、保護観察官による面接は殆ど行われていないのではないかと思われる。施設駐在官も全国の矯正施設に配置することが必要である。

3 対象者の選定

韓国更生保護公団では、更生保護の申請者に対し、保護の必要性や自立可能性に関する審査を行っているが、我が国のように性犯罪や放火など罪種を理由として保護の申請を却下することはない。自立可能性のない高齢者も受入れには比較的寛容で、一定期間保護した後には福祉施設を斡旋するなどしている。触法精神障害者についても、全州支部と三美出張所が専門施設として受入れを行っている。公団に属さないタマン宣教会でも、高齢者と触法精神障害者の保護を積極的に行っている。韓国でも更生保護団体が地域の迷惑施設であることに変わりはないが、公団やタマン宣教会では、日本では受入れを躊躇するような者をも更生保護の対象とし、しかも特に事故もなく保護を終了している状況は誠に限りである。

日本では、更生保護施設の処遇体制が十分でないところも多いうえ、地域社会に対し過剰なほどに神経を使わなければならない、また福祉や精神医療がこうした元犯罪者を受入れる体制と寛容さがないため、一定罪種の犯罪

者や処遇困難者については受入れを行わない更生保護施設が多く、中には環境調整事件の一（二割）しか受入可としない選定基準の極めて厳しいところもある。そのため、環境調整において受入れ先の更生保護施設を探して保護観察官が奔走する場面も多いと聞く。

韓国のような運用は、地域住民から成る後援会を始め、社会福祉団体や治療監護施設などとの協働体制があつてこそ可能なのであつて、こうした処遇体制と社会基盤のない我が国で同様の運用が直ちに可能とは思えない。しかし、救・援護や更生緊急保護の対象となる者が十分な援護が受けられないとすれば、更生に支障を来すおそれが高い。施設や地域の事情も念頭に置かなければならないが、施設での受入れ可能性を十分に検討してもらうためにも、環境調整や仮出獄調査を担当する保護観察官は、矯正施設と連携しながら更生保護施設に環境調整対象者に関する十分な情報を提供する一方、対象者が安易に更生保護施設に頼ることなく、最も適切な帰住先を確保することができるよう環境調整を尽くす必要がある。現在、更生保護施設からの退所先の二〇％強は親族となつており、⁽⁸⁶⁾これらの者は、環境調整が十分に行われれば当初から親族の下に帰住できた可能性もあるのである。真に保護を必要とする者が排除されてしまわないようにすることが大切である。また、処遇困難者については、更生保護施設の補導職員もでき得る限り面接を行い、対象者の特性や問題を把握するとともに、具体的な更生計画などについて話し合うことが望ましい。勿論、更生保護施設が処遇体制を充実させ、福祉や医療機関との連携を強固なものにすることが前提となることは言うまでもないし、地域住民との関係においても、更生保護施設はむしろ地域の安全に貢献する社会施設であるとの自覚を施設自らがもち、地域住民が積極的に更生保護施設の支援に関わるようなネットワーク作りを行つていくことが不可欠である。

4 職業訓練・補導

韓国更生保護公団は、宿泊保護対象者のみならず、宿泊保護以外の対象者についても外部の職業訓練施設や専門学校に委託する形で職業訓練を実施している。本来、これには相当の費用がかかるが、地域の事業経営者や専門学校経営者などに後援会員となってもらい、賛助金を募ったり、無料又は低額で訓練を受けさせてもらうことで、財政的な負担を軽減している。

更生保護施設の入所者にとつて就労による自立資金の蓄積がまずもって重要であることは理解できるが、能力と意欲のある者については、より条件の良い安定した職種への就労が可能となるよう、技術や知識を身につけさせる必要がある。この点につき、矯正施設でも適格者に対し職業訓練を実施しているからわざわざ更生保護施設で訓練を行う必要はないとの意見もあり得るであろうし、僅か数か月の在所期間に職業訓練を終えることは難しいと言われるかもしれない。しかも、更生保護施設に入所する者は比較的年齢が高いなど訓練に馴染みにくい者が少なくなく、また何よりも施設から出たばかりで、一日も早い自由と自立を願う入所者に対し遠回りにも思える訓練の動機付けを行うことは容易でなからう。

しかし、矯正施設で職業訓練の対象となるのは一部の被收容者に過ぎないし、何も国家資格を取るだけが職業訓練ではない。ワークショップやインターネット講習など工夫によっては更生保護施設でできるような基礎的なものもあるし、⁽⁸⁷⁾低額で利用できる優良な通信教育もある。高齢者については、趣味的なものや体力向上に役立つようなものでもよい。対象者が更生保護施設に入所せず、社会生活を送る中で自主的に訓練や講習を始めることは容易でなく、また趣味や運動にしても、何らかの取っ掛かりがないと、その存在や楽しみに気付くことは少ないから、更生保護施設在所中に足掛かりを作ることには意義があるものと思われる。こうした訓練や講習には自由参加の形をとることになるが、入所以前の環境調整の段階から訓練の内容などを説明し、参加を前提として入所を認めるなどの工夫が行われてしかるべきである。

在所中に訓練や講習を全て終える必要はない。更生保護施設で職業訓練を始め、退所後、更生保護施設や保護観察所が援護しながら、訓練を継続するような方法も考えられる。韓国が正にこの方法を採用しており、宿泊保護対象者が退所後も継続して職業訓練を受けることもあるし、宿泊を前提とせずに職業訓練だけを受けることができる。日本でも更生保護施設での継続保護プラス通所処遇であるとか、通所処遇のみのような運用の導入を検討すべきであろう。完全な通所処遇であっても、更生緊急保護対象者については、「教養、訓練……（中略）

……又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適用させるための必要な生活指導」として「更生保護事業を営む者その他適当な者に委託して行う」（犯予法第四八条の二第一項・第三項）ことに問題はないし、保護観察対象者の場合でも、これを応急の援護として行うことが難しいようであれば、二〇〇二年に一部改正された犯罪者予防更生法の規定に基づき、「保護観察において行う補導援護」のうち「教養訓練の手段を助けること」、「職業を補導し、就職を助けること」又は「社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと」として「更生保護事業を営む者その他適当な者に委託して行う」ことにすればよいであろう（犯予法第三六条一項・第三九条二項⁽⁸⁸⁾）。執行猶予保護観察対象者についても、同様である（観察法第一四二条二項・三項）。後は、有益で魅力ある通所処遇の開発と参加を促す動機付けの問題である。

課題となるのは、こうした訓練や講習にかかる施設の人的・財政的負担をどのように軽減するかである。日本でも一部の少年施設で調理や自動車整備などの訓練を行っているが、一般の更生保護施設において職業訓練を実施することは人的にも財政的にも負担が大きいため、基礎的な講習のようなものを除くと、自所訓練という形で行うことは難しい。韓国更生保護公団でもかつて一部の支部で自所訓練を行っていたが、現在は全て外部委託に切り替えている。日本でも外部の専門学校や通信教育で訓練や講習を受け、その費用の全部又は一部を更生保護施設で負担することも考えられるが、その場合、費用負担の問題が生じる。訓練や教育のための委託費制度がで

されば言うことはないし、韓国のように、地域の篤志家や専門学校関係者などによる後援会のようなものを組織することも一案である。さらに、地域の定年退職者や主婦、学生の中には技術や技能をもった者が多くいることから、こうした地域の人々によるボランティアのグループを組織して、講習会や勉強会を設けることが望ましい。現在、酒害教育や健康管理講習など更生保護施設で行われている処遇では外部講師や学生などのボランティアが積極的に協力する例が見られるから、職業訓練や技能講習などにもこうしたアプローチを導入すべきである。このような訓練や講習には、入所者のみならず、近隣に在住する退所者のうち希望者には参加することができるようにすればよいし、退所後、転居先の地域にある更生保護施設で行われている講習会への参加についても認めるべきである。こうした地域のボランティアによる訓練や講習は、最後に述べるような「地域住民が支える更生保護施設」の構築にも繋がる。

5 就職指導

韓国の更生保護団体における活動のなかで特徴的なものの一つに積極的な就業支援がある。特に、韓国更生保護公団では、就業斡旋のため、地域の実業家などに後援会員となってもらい、実業家同士の人脈を利用して就労先を斡旋するほか、折角就職した就労先を辞めたり、解雇されたりしないよう、後援会員や犯罪予防自願奉仕委員などが一年間に亘って事後的な継続指導を行っている。インターネットを利用した更生保護対象者専用の求人システムも画期的である。

日本でもステップアップ・プロジェクトとして協力雇用主の新規開拓や組織化を図っている更生保護施設もあるが、韓国のように組織的な就業斡旋の試みは日本にとっても参考になる。さらに公団では、後援会が中心となって求職のための交通費を負担することもある。日本でも就労が困難な地域の更生保護施設では、対象者

が都市圏まで就職活動に出かける際の交通費が負担となり、求職活動がままならないことから、遠方における就職活動のための旅費支給の道が開かれてよい。⁽⁹⁰⁾

6 高齢者の保護

高齢犯罪者の社会内処遇は、高齢化が急速に進む何れの国においても深刻な問題である。日本の更生保護施設同様、韓国更生保護公団でも自立可能性のない高齢者は原則として保護の対象とはしていないが、それでも福祉施設が日本に比べ高齢犯罪者の受入れに比較的寛容であったり、矯正施設釈放予定者に対する基礎生活保障の特別制度があったりすることから、一時的に公団が高齢者を受入れ、福祉施設や病院に橋渡しする役割を果たしている。さらに、タマン宣教会においては、六五歳以上の高齢者に対する特別保護を実施している。

日本ではまだ福祉施設における高齢犯罪者の受入れ体制が整っておらず、社会の理解も得られていないことから、ただ更生保護施設に高齢者の受入れを求めても、施設に負担をかけるばかりで、十分な対応ができないであろう。しかし、我が国では犯罪者の高齢化が欧米以上の凄まじい速度で進行していることを考えると、高齢犯罪者に対する更生保護事業の体制強化は最早避けて通ることのできない課題である。養護老人ホームなどの福祉施設は只でさえ多くの高齢者が入居待ちの状態であるうえ、矯正施設から釈放された高齢者を施設に直接受け入れることには躊躇するのも当然であるから、一旦、更生保護施設に対象者を受入れ、社会生活や集団生活に関する指導を行ったうえで、福祉施設に橋渡ししていく必要がある。一部の更生保護施設だけに高齢者を集中させると、その地域の自治体や福祉施設の負担になるため、高齢対象者の保護は少年施設を除く全更生保護施設の課題と考
えなければならぬが、やはり管内毎に高齢者重点施設を指定又は設置するなどして、自治体や福祉施設との連携を強化していくことが必要であろう。⁽⁹¹⁾

更生保護施設の高齢対象者に対する設備や処遇体制を充実させる必要があることは当然である。高齢対象者は性格が固陋している場合も多く、指導には根気を要するが、福祉施設など最終居住地における集団生活が支障無く送れるよう生活指導を行い、就労の可能性が僅かばかりでも残されている者は高齢者雇用就業支援センターなどで雇用の機会を見つけるよう指導するほか、体力向上や痴呆防止のための運動や趣味などの活動も工夫する必要がある。また、福祉施設に入所した後にトラブルを起こして退所を求められる高齢対象者もいることから、更生保護施設から退所した後も更生保護施設で行われる活動に参加するよう促したり、必要に応じて更生保護施設の職員が福祉施設などを訪問するなどしてアフター・ケアを行うことも大切である。

また、こうした高齢対象者に対する処遇体制を強化するためには、十分な職員体制と予算的な裏付けが必要となる。今後、全ての更生保護施設で高齢者が増えることが予想されることから、更生保護施設職員の定員基準を見直す必要があるとともに、後述するように、地域の住民が共に更生保護施設の運営を支える体制を築いていかなければならない。高齢者に対する委託費も、一般の入所者としては保護に必要な経費や職員への負担が異なるから、一般入所者より単価を引き上げる必要があるし、食事付宿泊補助の日数も、現在でも特例が認められたり、弾力的な運用が行われていると聞くと、高齢者の場合はより長期間の補助が認められるべきである。

7 触法精神障害者の保護

韓国更生保護公団の特定支部やタマン宣教会では保安処分施設である治療監護所から釈放された触法精神障害者の保護を積極的に行っている。しかし、これは治療監護所や地域の精神保健福祉センター、さらに後援会員たる精神科医との協働体制が敷かれているからこそ可能なのであって、こうした制度や運用の基盤のない日本の更生保護施設では実現困難であろう。かつて精神病院と共に開設され、精神障害者用の更生保護施設として事業を

行っていた東京の鶴舞会（旧称、日本精神医療センター）も、現在は一般の対象者のみを保護の対象としている。神奈川県横浜力行舎でも、併設された生活保護法に基づく更生施設の甲突寮は入所者の七割以上が精神障害者であり、嘱託医が駐在しているが、力行舎自体に精神障害者は少ない。現在は一部の更生保護施設において、個々の事案に応じて例外的に精神障害者を受け入れている状況である。

しかし、受刑者の中には主分類がM級でなくとも、軽度の精神障害をもち、施設内で投薬を受けている者ばかりの数に上る。自傷他害のおそれがある場合は釈放時に精神保健福祉法に基づく措置通報をすることになるが、地域によっては措置入院制度に係る自治体の体制に不備があることもあって、措置入院が取られない場合が殆どであり、指定医による診察さえ行われないケースも多い⁹²。いずれにせよ、釈放者のなかには症状が深刻でないものの、精神障害をもつ者が少なくない。こうした者が全て親族の下に帰住したり、福祉施設や医療施設へ入所している訳ではなく、社会の中で援護や保護が必要となる者がいることは確かである。

更生保護施設は原則として触法精神障害者の受入れを行っていないが、例外的にでも保護を行うことがある以上、精神障害者に対する適切な対応と処遇を取ることができると体制を整える必要がある。また、韓国のような治療施設がなく、二〇〇三年に成立した心身喪失者等医療観察法も対象者を異にすることから、更生保護施設は、地域の精神保健福祉センターや精神病院、精神科医、精神保健福祉士、精神障害者社会復帰施設、保健所との協力関係を構築していくことが望まれる。

8 少年対象者の保護

韓国更生保護公団では、少年のうち宿泊保護対象者についてはソウルにある松坡・恩平の二つの出張所へ入所させ、一般の学校や専門学校への通学、職業補導、生活指導、飲酒・煙草・薬害・性教育、社会見学、キャンプ、

奉仕活動、環境調整などの処遇を実施し、一方、宿泊を伴わない職業訓練や就業斡旋については全ての支部がこれを実施している。日本の少年専用の更生保護施設でも親子キャンプや職業訓練など様々な処遇が行われていることから、⁽⁹³⁾韓国の少年専用施設での処遇が特に画的であるという訳ではない。ただ、韓国更生保護公団の場合、少年施設設立の経緯もあって、一般家屋を宿泊（更生保護施設として用いていることから、家庭環境に問題のある少年に擬似的な家庭生活を体験させる上で非常に良い雰囲気をもっているということと、宿泊を伴わない職業訓練や就業斡旋などの措置については各地の支部で実施し、宿泊保護についてはソウルにある松坡・恩平の二つの出張所が専門に担当しているということを特色として挙げるであろう。特に、ここでは後者の点について着目してみたい。

我が国の場合、少年の一部は少年専用施設で保護されているものの、現在、少年専用施設は全国で四つしかない、少年専用施設の総定員は僅かに八〇名（うち女子少年一四名）⁽⁹⁴⁾であって、全国の更生保護施設における少年の収容定員三四五名（うち女子少年五〇名）の二二%に過ぎない。二〇〇三年中に更生保護施設に新規委託された少年は一号・二号観察対象者が二八三名で、更生緊急保護対象者（少年院退院・仮退院者のみ）が一九名⁽⁹⁵⁾であり、このうち何名が少年専用施設に入所したかについては公式統計が公表されておらず、正確なことは分からないが、現在の少年専用施設が地域的に偏在していることを考えると、少年と成人の混合施設に入所した少年は少ないと見て間違いないであろう。

少年の処遇には、少年自身の指導を始め、保護者の指導や少年との関係改善など、かなりの時間と労力を要するものと思われ、こうした処遇を就労を中心とする現在の混合施設で行うことは容易でなからう。実際にも、成人と少年の混合施設では少年入所者の処遇が困難であるとの声が聞かれる。混合施設における成人入所者との同居が少年に良い影響を与えることがあることも指摘されているが、同居者の素性に拠るなど偶然性に左右される

し、こうした効果だけをもって少年への処遇とするには余りにも政策的根拠が弱い。

我が国の少年人口は減少傾向にあるものの、その割には二号観察対象者が一定の数を保っているほか、⁽⁹⁶⁾少年事件における共犯事件の割合が高まっていることから、⁽⁹⁷⁾共犯者との関係で直接保護者宅に帰住させることが望ましくない場合も少なくないであろう。また、マスコミの影響もあって非行少年に対する制裁や応報的風潮が高まるなか、少年の実家への帰住には慎重さが求められるし、被害者との関係でも十分な配慮をしなければならぬことが多くなっている。保護環境の問題に加え、こうした理由から、直ちに保護者の元へ帰住させることが少年の更生にとって（また被害者や近隣社会にとっても）望ましくなく、少年を更生保護施設において一次的に保護し、処遇を行った上で最終帰住地に戻すという段階を経なければならぬ少年が増えるものと予想される。こうした少年に対し、落ち着いた環境の中で十分な処遇を行うためにも少年専用施設の拡充を図ることが望まれる。少年を余り遠方の少年専用施設に送るのは望ましくないから、できれば地方更生保護委員会の管区毎に一つの少年専用施設を設置することも検討すべきである。⁽⁹⁸⁾また、こうした少年専用施設を拡充するとしても、現在の混合施設が存続する以上、混合施設における少年の処遇体制も充実させる必要があることは言うまでもない。

9 職員体制

韓国更生保護公団では支部当たり六名から一〇名の職員が勤務し、大学卒業後に公団の採用試験を受けて採用された二〇歳代から三〇歳代の若い職員も多い。この点が、施設長や補導主任を含め三〜四名の体制で、しかもその多くが退職公務員で高齢の日本の更生保護施設と大きく異なる点である。しかも、公団では社会奉仕命令の対象者が清掃や調理補助などの奉仕活動に従事しているほか、二、〇〇〇名以上の後援会員が公団の運営を支えている。

全国組織の韓国更生保護公団と個別の法人組織である日本の更生保護施設を一概に比較できないとしても、補導職員が少ないため、当直や施設面接にしても負担が重く、新しい処遇プログラムを実施する余裕がないところもあることから、我が国の更生保護施設の最重要課題の一つが職員体制の強化にあると言っても過言ではない。矯正や更生保護に通じた公務員OBの人材も貴重であるが、新たな施策を模索するうえで、若い人材の発想と機動力も欠かせない。韓国更生保護公団の採用試験に募集人員の七倍から八倍の大卒予定者が集まるという話は誠に羨ましい限りである。職員体制の問題は予算(委託費)の問題に帰着しがちであるが、次節で述べるように、地域住民によるネットワークの構築に努めることが打開策の一つである。また何よりも日本の更生保護施設が若者にとって魅力のある職場となることが重要であって、そのためには各施設が運営基盤を固め、処遇機関として充実した事業を展開していくことが求められる。

10 地域住民ネットワークの構築

更生保護施設の存続にとって地域住民の理解と協力が不可欠であることは言うまでもない。これまで我が国の更生保護施設は地域の迷惑施設であって、入所者の再犯や迷惑行為により近隣住民に迷惑がからないうる神経を使い、また職員と入所者が地域の清掃や奉仕活動に取り組むなどして、地域住民からの理解を得ようと努力してきた。しかし、更生保護施設が地域の中で受け身的な立場に終始し、隠れるようにして存続していくことが施設の未来に繋がるとは思えない。更生保護施設は、社会のなかで孤立し、再犯を起こしかねない元犯罪者を援護することで社会の安全に貢献しているのだという自覚をもち、近年、住民が中心となって地域の防犯活動を展開しているように、更生保護施設も地域住民がこれを支えること⁽⁹⁹⁾で、自分達の街の安全を自ら守っていくようなネットワークの構築を働きかけていくことが肝要である。

韓国の更生保護事業で最も印象的なのが、後援会と呼ばれる地域住民の支援組織の活動である。地域の実業家、専門学校関係者、宗教関係者、女性会、大学生などが、それぞれ自身の立場に応じて、就業斡旋、職業訓練、教化活動、慰問、学習補助などを行う、一〇〇名から数百名に及ぶ支援組織が設けられている。我が国でも、保護司、協力雇用主、更生保護女性会、BBSなどが更生保護施設の活動に携わっているが、組織化という面で韓国に遠く及ばない。そこで、例えば、地域の事業経営者には就業指導や斡旋、技能や技術を有する者には職業訓練や技能講習、開業医や保健師には健康診断や健康管理、弁護士には債務問題の相談、臨床心理士や精神保健福祉士には心の相談、社会福祉士には福祉関係の相談や助言、被害経験をもつ対象者には被害者支援団体、個人商店主や女性会などには慰問や催し物の支援、学生や趣味サークルにはクラブや友達活動、といったように、地域住民が更生保護施設を支えていくようなネットワークが組織されてしかるべきである。こうしたネットワークは、施設の運営にとって大きな力となるだけでなく、補導職員や就労先の同僚以外に余り人との交流をもたない対象者にとって地域住民との交流は以後の社会生活を営む上での貴重な体験となろうし、自信の回復にもつながるであろう。一方の住民にとっても、更生保護施設の活動をよく知ること、施設に対する漠然とした不安が解消されることが期待される。韓国の更生保護施設に学ぶところは大きい。

(56) 本章の韓国更生保護公団の活動に関する統計は、特に明示しない限り、公団本部及び支部で提供を受けた内部資料に基づく。

(57) 김정희・전계(49)一一면。

(58) 幹部職員のなかには保護観察官や矯正職員からの採用者が若干名いるが、これは正式な保護観察制度発足後の一時的なものであって、しかも、定年退職により、そうした実務家出身の職員も殆ど姿を消しつつある。

(59) 한국갱생보호공단 『경상공시세부사항』(二〇〇四)。

- (60) 김정희・전계(49)一一면。
- (61) 김정희・전계(49)一四면。保護觀察等に関する法律は、保護觀察官は社会奉仕命令(又受講命令)の執行の全部又は一部を国公立機関その他の団体に委託することができるともに(第六一条第一項)、社会奉仕命令又受講命令の執行のため必要と認めるときは、国公立機関その他の団体に協力を要請することができる(同第四項)、この規定に基づいて更生保護公団が社会奉仕命令等の委託機関となっている。なお、社会奉仕命令・受講命令対象者に対しても援護や応急救護の制度が準用されることから(第六四条第一項)、保護の必要が認められれば、これらの者に対し、更生保護公団や事業者で更生保護の措置を実施することもできる。
- (62) 김정희・전계(49)一四면。
- (63) 한국更生보호공단・전계(59)一四면。
- (64) 法務研修院・전계(55)二六四면。
- (65) 보건복지부생활보호과, 교도소 출소자동에 대하여도 국가의 따뜻한 손길이(二〇〇二)。
- (66) 김정희・전계(49)一三면。
- (67) 犯罪予防自願奉仕委員の職務や関係団体について定めた犯罪予防自願奉仕基本規程(二〇〇一年三月一四日法務部訓令第四四三号)に、犯罪予防委員地域協議会は、保護觀察分科、学校暴力等善導予防分科などのほか、更生保護分科を置くことができると定めている(第二〇条一項)。しかし、奇妙なことに、犯罪予防自願奉仕委員の職務を定めた規定には保護觀察や社会奉仕命令、善導保護などがあるだけで、更生保護事業が含まれていない(第三条)。
- (68) 박석우・전계(4)一〇五면, 一一九면, 一二五면, 一四八면。この調査結果については、정지만・전계(3)三四三면以下にも紹介がある。
- (69) 한국更生보호공단・전계(59)。
- (70) 例えば、宋廣燮Ⅱ占承憲・전계(3)六〇九―六一三三면、洪奉銑・전계(3)一五九―一六六六면、金秀吉・전계(3)七一―七八면など。
- (71) 洪奉銑・전계(3)一六三―一六五五면。
- (72) 洪奉銑・전계(3)一六五五면, 박석우・전계(4)一六九―一七〇면。特に、韓国更生保護公団大田支部の박석우支

部長は、心理カウンセリングを行う心理治療センター、薬物濫用者のための薬物治療センター、社会適用教育センターや社会奉仕センターの設置を主張する。

(73) 박석우・전계(4)一七五면。

(74)鄭鎮連・전계(3)二二五면。

(75)洪奉統・전계(3)一六二—一六三면、박석우・전계(4)八一—八六면。

(76) 韓国の犯罪白書は善行指導が保護観察等に関する法律によって廃止された観察保護制度に代わって設けられた制度としている。法務研修院・전계(55)三四五면。

(77) 박석우・전계(4)八五면。一九九五年の保護観察等に関する法律において観察保護の制度は廃止されたが、更生保護委員の制度だけは九六年の改正まで維持されている。その九五年の法律において、更生保護委員は「基金に出捐就業先の提供など更生保護事業を直接支援する能力」があるものから委嘱することから、法律上、更生保護委員にこうした財政的な支援が求められたことは確かであり、そのため、法制定当時から財政的な支援ではない指導を行う観察保護の復活が主張されている。鄭鎮連・전계(3)二二五면参照。

(78) 박석우・전계(4)八六면は、善行指導の現行法規定に旧更生保護法の観察保護規定のような内容を盛り込むことを主張する。

(79) 김성준「한국 경제보호사업의 현황 및 향후 추진과제」범죄방지포럼一一호(二〇〇二)八三면。

(80) 타마나宣教会に関する以下の記述は、施設長イム・ソクタン牧師の論稿임석근「담안선교회」범죄방지포럼一一호(二〇〇二)一八—二九면と、二〇〇三年(施設全面改築前)と二〇〇四年(施設全面改築後)の同会への訪問調査に基づく。

(81) 二〇〇四年度の予算総額は七億四、〇〇〇万ウォン(七、四〇〇万円)であり、うち政府の補助金比率は一六％である。

(82) 保安処分である保護監護対象者の多くは刑罰を併科されているため、この場合は青松にある矯導所での刑罰の執行を受けた後、保護監護施設で保護監護処分を受け、最終的に仮出所という形で釈放されることになる。もつとも、この保護監護処分の制度は、人権保障や処遇効果の面で従来から批判がなされており、現在、制度を廃止する方向で

検討が進められている。

- (83) 太田達也・前掲注(6)四一―四四頁。
- (84) 法務省保護局(太田典子)・前掲注(5)九四―九六頁。
- (85) 太田達也・前掲注(6)四五―四六頁。
- (86) 全国更生保護法人連盟『全国更生保護施設要覧』日本更生保護協会(二〇〇四)六頁。但し、こうした対象者のうち更生保護施設での指導と環境調整があつて初めて、家族への帰住が可能になった場合も多いであろう。
- (87) 更新会など一部の施設ではパソコン教室が行われている。法務省保護局・前掲注(2)四八頁以下。
- (88) 同法改正については、岩崎吉明「更生保護施設の処遇機能の充実強化」法律のひろば五巻五号(二〇〇二)一二頁以下参照。
- (89) 法務省保護局・前掲注(2)一五頁以下。また、柿澤正夫「更生保護施設の処遇機能の充実強化」法律のひろば五巻五号(二〇〇二)一九頁以下も参照のこと。
- (90) 太田達也・前掲注(6)五一頁。
- (91) 既存の幾つかの施設のように、更生保護施設に老人福祉法に基づく養護老人ホーム(特養ではない)や生活保護法に基づく更生施設を併設する案もあるが、一般人所者との混合収容など難しい問題もあり、なお慎重な検討を要する。太田達也・前掲注(6)七二―七三頁。
- (92) 矯正統計によると、二〇〇三年度中に措置通報を行った出所受刑者九九三名のうち入院措置が取られた者は八七名(八・八%)に過ぎない。法務省『第一〇五矯正統計年報―平成一五年』(二〇〇四)二七五頁。
- (93) 全国更生保護法人連盟『更生保護施設における少年処遇』(二〇〇四)等参照。
- (94) 現在、少年専用施設は、厳密に言うくと、敬和園(東京、男子一八名)、紫翠苑(東京、女子一四名)、立正園(愛知、男子、二〇名)、泉州寮(大阪、男子、一六名)の四施設であるが、かつて少年専用施設であつた少年の家(静岡、男子一二名)は、現在、少年一二名のほか、成人の定員を二名としており、これを含めるならば、少年施設は事実上五つあることになる。全国更生保護法人連盟『全国更生保護施設要覧』日本更生保護協会(二〇〇四)。しかし、少年専用施設では家庭裁判所からの補導委託の少年を保護しているところもあるので、この定員一杯に救・援護や更

生緊急保護対象者を入所させることができる訳ではない。

(95) 法務省『第四四保護統計年報—平成一五年』(二〇〇四)一五八—一五九頁。

(96) 法務省・前掲注(95) vi頁。

(97) 警察庁生活安全局少年課『少年非行等の概要(平成一六年上半期)』(二〇〇四)二二頁。特に街頭犯罪における共犯率の増加が著しい。

(98) 太田達也・前掲注(6)五九—六〇頁。同旨、全国更生保護法人連盟『更生保護施設入所少年等に対する処遇連携に関する調査研究事業(最終報告書)』(二〇〇三)二六頁。

(99) 太田達也・前掲注(6)七七—七九頁。

【キーワード】

更生保護事業、更生保護施設、更生緊急保護、救護・援護、保護司